

平成30年第2回岩泉町議会
定例会会議録目次

第1号 (6月6日)

出席議員	1
欠席議員	1
職務のため議場に出席した者の職・氏名	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	2
議事日程	3
開会の宣告	7
開議の宣告	7
議事日程の報告	7
会議録署名議員の指名	7
会期の決定について	7
諸般の報告	8
一般質問	8
1番 島山昌典議員	8
2番 島山和英議員	13
5番 三田地久志議員	24
7番 坂本 昇議員	34
6番 林崎竟次郎議員	40
13番 野館泰喜議員	46
報告第1号～報告第10号までの上程、報告	58
・報告第1号 平成29年度岩泉町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	
・報告第2号 平成29年度岩泉町簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について	
・報告第3号 平成29年度岩泉町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告につ	

いて

- ・報告第 4号 平成29年度岩泉町簡易水道特別会計事故繰越し繰越計算書の報告について
 - ・報告第 5号 平成29年度岩泉町公共下水道事業特別会計事故繰越し繰越計算書の報告について
 - ・報告第 6号 岩泉球場災害復旧（建築）工事の請負変更契約締結の専決処分について
 - ・報告第 7号 岩泉球場災害復旧（電気設備）工事の請負変更契約締結の専決処分について
 - ・報告第 8号 岩泉球場災害復旧（駐車場及びサブグラウンド）工事の請負変更契約締結の専決処分について
 - ・報告第 9号 岩泉ホールディングス株式会社の経営状況報告について
 - ・報告第10号 一般社団法人岩泉農業振興公社の経営状況報告について
- 議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決…………… 62
- ・議案第12号 わさび加工施設等建設工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて
- 議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決…………… 66
- ・議案第13号 一級町道奥岩泉線ほか災害復旧（その2）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- 議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決…………… 69
- ・議案第14号 その他町道名目入線ほか災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- 議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決…………… 70
- ・議案第15号 林道泉沢線災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- 議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決…………… 72
- ・議案第16号 林道沢倉線災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて

議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決	73
・議案第17号 林道上山線災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求める ことについて	
議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決	75
・議案第18号 林道長葛沢線災害復旧工事の請負変更契約の締結に関し議決を 求めることについて	
議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決	77
・議案第19号 財産（動産）の取得に関し議決を求めることについて	
議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決	80
・議案第20号 財産（動産）の取得に関し議決を求めることについて	
議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決	81
・議案第21号 和解に関し議決を求めることについて	
議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決	83
・議案第22号 宮古地区介護認定審査会共同設置規約の一部変更の協議に関し 議決を求めることについて	
議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決	84
・議案第23号 宮古地区障害支援区分認定審査会共同設置規約の一部変更の協 議に関し議決を求めることについて	
議案第1号～議案第6号、議案第24号及び議案第7号～議案第11号の上程、説 明、委員会付託	85
・議案第 1号 岩泉町課設置条例の一部を改正する条例について	
・議案第 2号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につい て	
・議案第 3号 岩泉町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条 例等の一部を改正する条例について	
・議案第 4号 岩泉町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に 関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について	
・議案第 5号 岩泉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関	

する基準を定める条例の一部を改正する条例について

- ・議案第 6 号 岩泉町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- ・議案第 24 号 町道路線の認定について
- ・議案第 7 号 平成30年度岩泉町一般会計補正予算（第1号）
- ・議案第 8 号 平成30年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- ・議案第 9 号 平成30年度岩泉町簡易水道特別会計補正予算（第1号）
- ・議案第 10 号 平成30年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第1号）
- ・議案第 11 号 平成30年度岩泉町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

散会の宣告・・ 89

第 2 号 （6月8日）

出席議員・・ 91

欠席議員・・ 91

職務のため議場に出席した者の職・氏名・・・・・・・・・・・・・・・・ 92

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名・・・・・・・・ 92

議事日程・・ 93

開議の宣告・・ 95

議事日程の報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 95

議案第1号～議案第6号、議案第24号及び議案第7号～議案第11号の委員長報告、質疑、討論、採決・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 95

- ・議案第 1 号 岩泉町課設置条例の一部を改正する条例について
- ・議案第 2 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- ・議案第 3 号 岩泉町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について
- ・議案第 4 号 岩泉町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

- ・議案第 5 号 岩泉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- ・議案第 6 号 岩泉町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- ・議案第 24 号 町道路線の認定について
- ・議案第 7 号 平成30年度岩泉町一般会計補正予算（第1号）
- ・議案第 8 号 平成30年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- ・議案第 9 号 平成30年度岩泉町簡易水道特別会計補正予算（第1号）
- ・議案第 10 号 平成30年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第1号）
- ・議案第 11 号 平成30年度岩泉町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

閉会の宣告	100
署名	101

平成30年第2回岩泉町議会定例会会議録（第1号）

招 集 年 月 日	平成30年 5月25日					
招 集 の 場 所	岩 泉 町 議 会 議 事 堂					
開会、開議、散会 延会、閉会の日時	開 会	平成30年 6月 6日 午前10時00分				
	散 会	平成30年 6月 6日 午後 3時40分				
出席及び欠席議員 出席14人 欠席 0人 (凡例) ○ 出席 × 欠席	議員 番号	氏 名	出欠 の別	議員 番号	氏 名	出欠 の別
	1	畠 山 昌 典	○	9	菊 地 弘 巳	○
	2	畠 山 和 英	○	10	合 砂 丈 司	○
	3	小 松 ひとみ	○	11	畠 山 直 人	○
	4	八重樫 龍 介	○	12	三田地 泰 正	○
	5	三田地 久 志	○	13	野 舘 泰 喜	○
	6	林 崎 竟次郎	○	14	加 藤 久 民	○
	7	坂 本 昇	○			
	8	三田地 和 彦	○			

会議録署名議員	10番	合 砂 丈 司	11番	畠 山 直 人
	12番	三田地 泰 正		
職務のため議場 に出席した者の 職・氏名	事 務 局 長	菊 地 辰 美	議 事 係 長	大 森 淳 一
	主 査	佐々木 美穂子		
地方自治法第 121条の規 定により説 明のため出 席した者の 職・氏名	町 長	中 居 健 一		
	副 町 長	山 崎 重 信	副 町 長	末 村 祐 子
	教 育 長	三 上 潤	危機管理統括監	佐々木 重 光
	総 務 課 長	應 家 義 政	政策推進課長	三 浦 英 二
	会計管理者兼 税務出納課長	盛 田 正 次	町 民 課 長	三 上 久 人
	保健福祉課長	田 鎖 英 明	経済観光交流課 総 括 室 長	佐々木 剛
	農林水産課長	佐々木 修 二	地域整備課長 兼 復 興 課 長	佐々木 真
	上下水道課長	三田地 健	消防防災課長	福 士 勝
	教 育 次 長	馬 場 修		
議 事 日 程	別 紙 議 事 日 程 の と お り			
会 議 に 付 し た 事 件	別 紙 の と お り			
議 事 の 経 過	別 紙 の と お り			

平成30年第2回岩泉町議会定例会

議事日程(第1号)

平成30年 6月 6日(水曜日) 午前10時00分開会

開会の宣告

開議の宣告

議事日程の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 一般質問

日程第 5 報告第1号 平成29年度岩泉町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第 6 報告第2号 平成29年度岩泉町簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第 7 報告第3号 平成29年度岩泉町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

日程第 8 報告第4号 平成29年度岩泉町簡易水道特別会計事故繰越し繰越計算書の報告について

日程第 9 報告第5号 平成29年度岩泉町公共下水道事業特別会計事故繰越し繰越計算書の報告について

日程第10 報告第6号 岩泉球場災害復旧(建築)工事の請負変更契約締結の専決処分について

日程第11 報告第7号 岩泉球場災害復旧(電気設備)工事の請負変更契約締結の専決処分について

日程第12 報告第8号 岩泉球場災害復旧(駐車場及びサブグラウンド)工事の請負変更契約締結の専決処分について

日程第13 報告第9号 岩泉ホールディングス株式会社の経営状況報告について

日程第14 報告第10号 一般社団法人岩泉農業振興公社の経営状況報告について

日程第15 議案第12号 わさび加工施設等建設工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めるこ

とについて

- 日程第16 議案第13号 一級町道奥岩泉線ほか災害復旧（その2）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- 日程第17 議案第14号 その他町道名目入線ほか災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- 日程第18 議案第15号 林道泉沢線災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- 日程第19 議案第16号 林道沢倉線災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- 日程第20 議案第17号 林道上山線災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- 日程第21 議案第18号 林道長葛沢線災害復旧工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて
- 日程第22 議案第19号 財産（動産）の取得に関し議決を求めることについて
- 日程第23 議案第20号 財産（動産）の取得に関し議決を求めることについて
- 日程第24 議案第21号 和解に関し議決を求めることについて
- 日程第25 議案第22号 宮古地区介護認定審査会共同設置規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて
- 日程第26 議案第23号 宮古地区障害支援区分認定審査会共同設置規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて
- 日程第27 議案第1号 岩泉町課設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第28 議案第2号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第29 議案第3号 岩泉町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について
- 日程第30 議案第4号 岩泉町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第31 議案第5号 岩泉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

- 日程第32 議案第6号 岩泉町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第33 議案第24号 町道路線の認定について
- 日程第34 議案第7号 平成30年度岩泉町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第35 議案第8号 平成30年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第36 議案第9号 平成30年度岩泉町簡易水道特別会計補正予算（第1号）
- 日程第37 議案第10号 平成30年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第38 議案第11号 平成30年度岩泉町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

散 会 の 宣 告

◎開会の宣告

○議長（加藤久民君） ただいまから平成30年第2回岩泉町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員は14人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

なお、8番、三田地和彦君から所用のため早退する旨、届け出が提出されておりますので、報告します。

議案はお手元に配りましたとおりです。

(午前10時00分)

◎開議の宣告

○議長（加藤久民君） これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（加藤久民君） 本日の議事日程はお手元に配りましたとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（加藤久民君） 議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、10番、合砂丈司君、11番、畠山直人君、12番、三田地泰正君を指名します。

◎会期の決定について

○議長（加藤久民君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。お手元に配りました会期日程案は、6月1日、議会運営委員会で決定を見たものでありますが、本定例会の会期はお手元に配りました案のとおり、本日から6月8日までの3日間にしたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月8日までの3日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（加藤久民君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会活動、平成30年3月岩手県沿岸知的障害児施設組合議会定例会に係る議決事件の概要報告及び平成30年3月宮古地区広域行政組合議会定例会に係る議決事件の概要報告は、印刷し、お手元に配りましたとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

◎一般質問

○議長（加藤久民君） 日程第4、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

1番、島山昌典君、はい、どうぞ。

〔1番 島山昌典君登壇〕

○1番（島山昌典君） おはようございます。1番、島山昌典です。通告に基づきまして、一般質問を行います。

台風第10号豪雨災害による町の復旧土木工事の発注もほぼなされ、復旧、復興の道も佳境に入ってきました。発災から丸2年を迎える今、さらなるスピードアップを図るべく、町長を初め、職員の皆さんも日々努力されていることに、我々とともに町民の皆さんも敬服し、感謝しています。

そういった状況の中、先日豪雨災害の経験を踏まえ修正された岩泉町地域防災計画ができました。細部まで検討された立派な計画となっており、担当職員の努力のたまものと思います。

しかしながら、幾ら立派に作成された計画でも、それが実行されなければ何の価値もないことは、過去のさまざまな経験から明らかなだと思えるのは私だけではなく、皆との共通認識だと考えております。

町では、災害から町や住民を守るための計画をしっかりと遂行していくために危機管理統括監を新設しました。このことから、今後町が防災に万全を期す体制をつくる姿勢が感じられます。

まず初めに、この綿密につくられ、膨大なページ数に及ぶ防災計画を町民の皆さんにわかりや

すく周知するため、町ではどのような方法で、いつまでに周知を行うのか伺います。

次に、町では防災士の養成にも力を入れて取り組むとしています。災害発生時には、まず自助、共助が重要となることから、各自治会ごとに防災士がいるのが理想と考えますが、資格取得の対象者やその配置の仕方などについてお考えを伺います。

さらに、町と各地域の自主防災組織、それに消防署、消防団を含めた中で、将来的にあるべき防災の町としての理想の形をどのように描いているか、またそれに向けた具体的な取り組みについても伺います。

次に、私がこれまでの一般質問において答弁をいただいた各項目の進捗について伺います。まず初めに、ふれあいランド岩泉スポーツ施設の整備計画についてであります。これまでも委員会などでたびたび議論されていますが、どのような規模や施設の内容での整備となるのか、完成はいつごろの予定か伺います。

次に、生涯スポーツ振興、岩泉スポーツクラブへの支援について伺います。前の答弁において、「スポーツ少年団活動が子供の健全育成の面で重要な体験の場であり、効率的かつ実効性ある支援について検討する」としています。また、岩泉スポーツクラブについても、「事業実施に係る支援を続け、町民の皆様の健康増進を図りながら、スポーツに親しんでいただける環境整備に努めていく」と答弁されました。その後の具体的な支援策や計画をお示してください。

続いて、子育て世帯への支援対策についてであります。これにつきましても、町長は子育て世帯に対し、「個々の相談にきめ細かく応じ、子育てがしやすい環境の確保や町内への定住のため、どのような方法が公平、平等な施策となるか検討し、スピード感を持って取り組む」と答弁しています。この子育て支援や定住化対策は多岐にわたるため、長期的に腰を据えて取り組まなければならないと思いますが、現在どのような対策を考えているのか伺います。

最後に、酪農振興対策、大規模牧場整備計画について伺います。この質問に対して、町では「これからの酪農対策として、酪農家の生活基盤の拡大はもとより、労力の軽減を図るための搾乳設備の高度化等、先を見据えた支援策を構築する。また、大規模搾乳牧場の整備計画については、畜産公共事業の導入に向けた準備を進め、平成33年度の稼働に向け取り組んでいる」とのことでした。町の産業を支えてきた1次産業の継続的な推進は、町の重要施策である6次産業化の推進に欠かせないものであり、この課題につきましても現在の進捗状況をお聞きします。

以上、この1年間4回の定例会において質問をした各事案であります。その後の経過、現在

の状況、これからの計画を伺い、本席からの質問を終わります。

○議長（加藤久民君） 中居町長、答弁願います。はい、どうぞ。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 1番、畠山昌典議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず初めに、岩泉町地域防災計画について申し上げます。岩泉町地域防災計画は、平成28年台風第10号豪雨災害を教訓とし、町の災害対策本部体制の強化、指定避難所の見直し、地区防災体制の強化等を重点に、昨年度大幅な見直しを行ったところでございます。

この計画の周知の方法等ではありますが、本年4月25日に各地区自主防災協議会の会長等にお集まりをいただき、自主防災協議会の連携会議を開催し、計画の見直しの基本的な考え方や重点項目についてご説明をさせていただいたところであります。これは、平時の避難訓練等はもちろんのこと、有事の際、地域の中心的な存在として防災活動に取り組んでいただいておりますことから、優先的にご説明を申し上げたものであります。今後各地区自主防災協議会の会議、学びの出前講座、学校での防災講座等、町民の皆様へ順次周知し、本年度中には各地区で説明を行いたいと、このように考えております。

また、将来的には各地区の自主防災協議会において、町地域防災計画を補完する地区防災計画の策定も進める予定でありますので、多くの町民の方々に参画をしていただき、計画の浸透を図ってまいりたいと、このように考えております。

次に、防災士の配置についてであります。地区防災体制の強化の観点から、防災、減災の一定の専門知識と技能を有する防災士を育成し、各地区に配置できるように取り組んでまいりたいと、このように考えております。

そのため、自主防災協議会や各自治会の役員を中心としながら、消防団員、役場職員にも積極的に働きかけ、幅広い地域、年代での防災士の確保に努めることとし、本定例会に関連補正予算の措置について提案をさせていただいておりますので、議決をいただきましたならば、9月または10月に早速研修講座を開催できるように取り進めてまいりたいと、このように考えております。

町としての地域防災の理想の形と取り組みにつきましては、このたびの台風豪雨災害で、道路の寸断や通信手段の断絶の状況から、行政対応の限界を痛感させられたところでもあります。近所や自治会等で、ともに助け合うことが重要であることを改めて感じたところであり、行政の防災力の向上とともに、自助力、共助力、そして近助力の向上によって、日ごろからお一人お一人

が防災、減災について考え、地域全体で命を守る環境づくりが大切であると考えております。

そのためには個々の危機意識の向上、災害時対応の核となる消防団と各地区の自主防災協議会の連携強化が重要でありますので、自主防災協議会の連携会議を定期的で開催し、各協議会間や行政との連携を強化してまいりたいと、このように考えております。

また、先ほども申し上げましたように、将来的には各地区の自主防災協議会におきまして、町地域防災計画を補完する地区防災計画を作成していただき、防災士の活動や消防団とのかかわりについて明記をし、行政と一体となった防災体制を確立できるよう取り進めてまいりたいと、このように考えております。

最後に、議員からこれまでにご質問をいただきました4点の項目の進捗につきまして、ご説明を申し上げます。第1点目のふれあいランド岩泉のスポーツ施設の整備計画であります。現在陸上競技場、サッカー場、パークゴルフ場の再整備について、施設の規模も含め、庁内で検討を進めているところであります。

今後のスケジュールにつきましては、岩手県が実施をする乙茂地区の河川改修盛り土工事の終期が本年度末の予定と伺っておりますことから、スポーツ施設につきましては大規模な整備となることから、設計から工事完了まで4年から5年を要するものと思われ、またさらには多額の財源の確保が必要となりますことから、しかるべき時期に施設整備の方向性についてお示ししたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げたいと、このように思います。

第2点目のスポーツ少年団活動への支援策につきましては、これまで県大会出場に係る遠征費補助を行ってきたほか、広域的な大会出場にも支援を拡充してきたところであります。先般各団体の実態把握や要望を確認したところ、指導者の確保が課題となっていることから、各競技団体等への情報提供を行いながら、人材確保に努めているところでありますが、今後におきましても相互に意見交換を行いながら支援に努めてまいりたいと、このように考えております。

また、岩泉スポーツクラブへの支援であります。町民の皆様が気軽にスポーツに親しむ機会を確保するため、生涯スポーツを特定非営利活動法人岩泉地域活動推進センターへ事業委託しておりますが、クラブ指導員による高齢者への介護予防事業、こども園と連携した幼少期からの運動機会の提供等、町民の皆様の健康増進の取り組みも進めているところであります。

本年度スポーツ振興くじの助成がなくなったことから、やむなく会費が増額となりましたが、クラブの活動をご理解いただき、会員数も現状維持の見込みとなっていることに感謝を申し上げます。

たいなど、このようにも思っているところであります。

台風豪雨災害前の元気な岩泉を取り戻すために町民の皆様の健康増進は不可欠でありますので、今後もクラブのあり方や費用対効果等を検証しながら、引き続き運営支援を継続してまいりたいと、このように考えております。

第3点目の子育て世帯への支援対策の進捗状況であります。子育て世帯への住宅支援に加え、経済的支援として、乳幼児・児童・妊産婦医療費助成事業を初め、出産育児一時金、各種予防接種事業、妊産婦通院費助成事業、各種就学援助等、さまざまな部署において子育ての支援を行っており、今後も事業の精査、検証を進めながら、充実した事業の継続に努めてまいりたいと、このように考えております。

なお、子育てがしやすい生活環境の確保や、町内への定住化の促進を視野に入れた子育て支援事業の新たな展開につきましては、岩泉町子ども・子育て支援事業計画の平成32年度の改定にあわせ、住民ニーズ調査を行い、個々の意向の情報集約や把握に努めながら、今後検討をしてまいりたいと、このように考えております。

最後の第4点目の酪農振興対策、大規模搾乳牧場の整備計画であります。酪農振興対策につきましては、昨年度は2戸の酪農家において、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業、いわゆる畜産クラスター事業の活用により搾乳機械装置を整備し、基盤強化を図ったところであり、今後におきましても同制度を活用し、町畜産クラスター協議会を実施主体として酪農振興に努めてまいりたいと、このように考えております。

また、大規模搾乳牧場の整備計画につきましては、現在台風豪雨災害からの復旧、復興事業を最優先に取り組んでいるところでありますので、今後の大型プロジェクトの推進に当たっては、全体的な見直しも含め、再検討せざるを得ない状況でありますことをご理解賜りたく、お願いを申し上げたいと、このように思います。

以上で答弁を終わらせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（加藤久民君） 1番、再質問はございませんか。はい、どうぞ。

○1番（畠山昌典君） まず、地域防災計画、防災体制の件についてでありますけれども、非常に具体的なわかりやすい答弁を本当にありがとうございました。東日本大震災、台風豪雨災害と大きな災害を経験した岩泉町にとって、この防災体制の強化というものが非常に大切な施策となっていることは、我々もそうですけれども、町民の皆さんも非常に心に置いているものだと思って

おります。それに対しまして、危機管理統括監を新設いたしまして、防災の町をつくっていくのだという、その意気込みというか、そういったものは町内外の皆様非常に注目されていることだと思います。答弁にあったとおり、住民一人一人の皆さんへの確実な伝達というか、そういったわかりやすい説明というものを早急にさせていただいて、この自助力、共助力、あと近助力という文言もありました、そういったものをぜひ早くに、スピーディーに、確実にしていただきたいなど、そういうふうに思っております。

防災士のことに関しましても、その人選から配置まで、これもまた具体的な内容で、これも各地域、各自治会に防災士がいることによって、非常にそこの住民の方々も心強く思うことであると思いますし、ぜひこれも確実な、そしてスピード感を持った対応をお願いいたします。

そして、過去1年間、私が質問してきた各事案についてでありますけれども、これも非常に前向きな、丁寧な説明をまたいただきました。しつこいなとは思ったのですけれども、やはり私も町民の声を聞きながら、そしてそれを伝えて施策に反映させていくことが非常に、今おっしゃる通り、台風災害からの復旧、復興というのが今一番の課題で、それに全力で取り組んでいる町でありますけれども、その先を見据えた少子高齢化対策だとか、あるいは定住化の対策というものに、こういった子育て支援とか、スポーツ施設の充実とか、あとは産業基盤の確保というのが非常に大事になってくるかと思えます。

町民の皆さんの声を聞いて、そして答弁にあったとおり、住民のニーズをしっかりと把握して、確認して、それを施策に反映させるということが非常にこれもまた大事になってくるかと思えます。各案件に対して、答弁どおりの確実でスピーディーな実施をお願いいたしまして、本席からの質問を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（加藤久民君） これで1番、畠山昌典君の質問を終わります。

次に、2番、畠山和英君、はい、どうぞ。

〔2番 畠山和英君登壇〕

○2番（畠山和英君） 2番、畠山和英です。平成30年第2回岩泉町議会定例会に当たり、直面している町政運営課題の一端について一般質問を行います。

平成30年度に入り、本格的に中居町政がスタートしました。いち早く副町長の2人体制、危機管理統括監の新設によるトップマネジメント体制を強化し、組織を整えるなど、台風禍からの復旧、復興に向け、本格的に取り組まれています。

町では、防災拠点機能の整備など防災体制の充実を図るとともに、生活の再建に向けて災害公営住宅、住宅移転地の本年度中の竣工を目指しており、今年6月には道路、河川など公共土木災害復旧事業は数件を残すのみで、発注はほぼ終えるとしています。

これら復旧、復興事業の施工管理が適切、適正に行われ、計画どおり予定工期内に完成し、さらに加速されるよう期待をするものであります。復興とその後を見据えた地域振興に重きを置いた町政運営が図られるよう望むものであります。それでは、質問に入ります。

最初に、町出資の第三セクターについてお伺いします。現在町が出資する第三セクターは、岩泉乳業株式会社など第三セクターであった4社を子会社とする岩泉ホールディングス株式会社と一般社団法人岩泉農業振興公社の2つの法人があります。

第三セクターは、雇用の創出や確保、定住化の促進、地域振興に果たす役割が大きく、かつ経営の健全化、安定化が重要であります。本町にとって第三セクターの運営は、通常の行政業務はもとより、町行政運営上の大事な柱の一つであります。町長は、これら法人のオーナーとして積極的に経営にかかわり、目的に沿った健全な経営が確保されるよう取り進めていく必要があります。

一方で、誘致企業を含め、みずからが会社を立ち上げ、経営し、地域の雇用、経済の活性化に貢献している方々があります。これら民間企業や事業者を育成し、商工業の振興を図り、地域経済の維持、発展につなげていかなければなりません。

過疎化、少子高齢化が進行し、地域の活力と産業が減退する傾向の中で、地域経済の発展に向け官民一体で取り組んでいく必要がありますが、起業家、小規模事業者の育成や民間企業への支援とのかかわりを含め、町長の第三セクターの運営にかける基本的な考え方や姿勢をお伺いします。

次に、岩泉ホールディングス株式会社の経営についてお伺いします。このほど岩泉ホールディングス株式会社の第3期、平成29年度業務状況が示されました。グループ会社全体で営業損益、損失と申しましょうか、1,856万円の決算となっておりますが、一昨年台風災害からいち早く回復する状況となっております。第4期、平成30年度は、本格的な営業活動を行う環境が整ったことから、全体で売上高31億9,700万円、営業利益1億2,600万円の事業計画で、およそ被災前以上の業績を取り戻すとしています。

雇用人数は減ってきていますが、社員約140名、パート等を含めると約300人に及ぶ会社とな

るなど、地域住民の暮らしを支え、地域の産業、経済活動に大きな影響を与える会社に成長しています。

岩泉ホールディングス株式会社の発行株式数の91.6%を有する筆頭株主として、岩泉町の会社経営への責任は重いものがあります。会社組織としての目標、経営戦略、経営管理をどのように展開するのか、オーナーである町長としてどのようにかかわり取り組んでいくのか、短期的、中長期的な観点に立って、その考え方をお示し願います。

また、今後の方向性として、グループ会社の経営統合、完全民営化を進めるのかどうか、まずはグループ会社の安定経営、業績向上が優先課題であると思われませんが、部分的な経営統合を含め、どのように取り組む考えか、町長の所見をお伺いします。

最後に、一般社団法人岩泉農業振興公社の運営についてお伺いします。農業振興公社は、畜産廃棄物処理、堆肥の製造販売、育成牛の受託、粗飼料の生産販売など、地域の農業、畜産業のサポート役として活動し、活躍しています。町では、出資社員として運営補助金の交付、貸付金等で支援するなど運営に中心にかかわっています。運営上の問題点、課題をどのように捉え、今後の運営をどのようにしていく計画かお尋ねします。

また、岩泉ホールディングス株式会社の傘下にして経営統合をすべきとの考え方も出ていますが、非収益部門の扱い、法人の根拠法令の違いなど研究課題も多くあろうかと思えます。今後どのようにしていく考えかお伺いします。

以上で本席からの質問を終わります。どうぞよろしくお願ひします。

○議長（加藤久民君） 中居町長、答弁願ひします。はい、どうぞ。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 2番、畠山和英議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず初めに、町出資の第三セクター及び岩泉ホールディングス株式会社の運営、経営に関してでございますが、本町における第三セクター及びそのグループ会社は、売上高の規模や雇用人数等から見ても、今や町の中核会社の一つとして欠くことのできない存在であり、町行政運営上の大事な柱の一つであるとの認識は議員と同様でございます。

第三セクター及びそのグループ会社が目的達成のために健全な経営が行われ、必要な資材等の地元調達や岩泉ブランドの向上に寄与し、その波及効果が町内全体に及ぶことによる町内事業者への相乗効果も発揮され、地域経済の発展につながることを期待しているものであります。

過疎化と少子高齢化の進行により、地域の活力と産業が減退傾向にある中で、企業誘致も容易には進みにくい本町の現状からも、定住化の促進に直結する雇用の場の確保及び6次産業化の推進による地場産業の活性化を図るため、第三セクターを中心とした産業振興を戦略的に事業展開してまいりましたが、今後におきましても町民の皆様のご理解を賜りながら、グループ会社の経営体質の強化と事業の拡大をさらに推し進めることにより、本町の産業振興に大いに役立つ会社へと成長を促すべく取り組んでまいる所存であります。

議員ご案内のとおり、岩泉ホールディングス株式会社の設立により、それまでの第三セクター及びそのグループ会社各社の事業を集約して経営の効率化を図り、財務、組織の基盤強化、さらには連携強化による相乗効果の拡大等に取り組むため、各社の社員によるチームを組み、具体的なテーマについて議論を始めたやさきの台風豪雨災害でありました。

この間被災をしたグループ会社である株式会社岩泉産業開発及び岩泉乳業株式会社の施設設備の災害復旧事業に最優先で取り組んでまいりましたが、この過程におきまして、補助事業の実施主体や復旧事業費への過疎債充当に係る課題、さらには補助事業取得施設の使用に係る税制上の課題、事業資金の調達に係る課題等々、想定外の課題が発生するに至りました。

これまでは、個別の事態ごとにそれぞれ対応し、最低限の課題はクリアしながら取り進めてきてはおりますが、安定的な事業継続を確保するため、遅滞なく対策を講じる必要があるものと認識しているところであります。

また、台風豪雨災害の被災後から売り上げが落ち込んだままの菌床シイタケや、被災前の売上高に一部まだ戻り切れていない岩泉ヨーグルト等、復旧から復興へさらなる事業拡大を加速し、グループ会社全体の安定経営、業績向上に取り組んでいかなければならないと考えております。

このため、町と会社が連携を密にしながら課題項目の整理、取り組み方針、組織体制のあり方等について検討を進めているところであり、対応策がまとまりましたならば、議会にもご協議を申し上げたいと存じておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと、このように思います。

次に、一般社団法人岩泉農業振興公社の運営についてであります。議員ご案内のとおり、同社は循環型環境保全農業の推進を基本に捉えており、町内畜産農家のふん尿の堆肥化、適正な施肥指導等、多岐にわたり公共的な農業振興を推進していることから、町といたしましても運営費に対する補助や貸し付けを行ってきているところでございます。

反面、同社が抱えている課題も多く、長年使用している機械設備等の老朽化による維持費や資

材費の高騰による経費負担が増加しているほか、台風豪雨災害によりデントコーンの収穫量が減少するなど、経営環境が厳しい状況にあります。

今後におきましては、同社の経営改善に必要な利用料金や販売製品価格の見直し、製造コストの低減等、町としても議論を深めていかなければならないと、このように考えております。

なお、岩泉ホールディングス株式会社との経営統合につきましては、現時点で同社の経営改善を最優先に行っていくことが必要であると認識しているところでありますので、ご理解を賜りたいと、このように思っております。

以上で答弁を終わらせていただきます。どうかよろしくお願いを申し上げます。

○議長（加藤久民君） 2番、再質問はございませんか。はい、どうぞ。

○2番（畠山和英君） ご答弁ありがとうございます。

まず、第三セクターについてのところで、残念でありますけれども、起業家、小規模事業者の育成とか展開へのかかわりについて触れていない、答弁で触れていないのが残念であります。

また、岩泉ホールディングス株式会社のところでもありますけれども、今後対応策をまとめていくということでありまして、これにも残念ながら質問に対するお答えがありません。それで、現時点での考え方を質問したわけでありまして、途中経過も含めて、現時点でのそれらのご答弁があればなというふうに感じております。ということを含めまして、若干質問をさせていただきます。

まず、個々の岩泉ホールディングスの子会社、グループ会社があるわけでもありますけれども、4社あります。要は稼ぐ力というか、稼ぐ会社でなければならぬわけでもありますので、株式会社でありますから黒字経営に、それに向かってやっていくということであろうと思います。それで、若干個々の子会社について、ちょっと各論的で恐縮ですけれども、再質問をさせていただきます。

まず最初に、岩泉産業開発について質問をします。ホームページを見ましたら、雑穀、漬物、安家の地大根、ドングリシリーズ、あるいは短角牛、畑ワサビ、龍泉洞の水シリーズを今やっております。そうした中で、台風のこともありますけれども、今取り組んでいないものもあるなど思いまして、農林水産物の山菜加工、販売、生産者とのつながりを含めまして、今どのような状況になって、今後どのようにしていくのか、まずその点についてご質問します。

○議長（加藤久民君） それでは、答弁させます。

佐々木経済観光交流課総括室長、どうぞ。

○経済観光交流課総括室長（佐々木 剛君） 答弁いたします。

今お話のありました山菜加工につきましては、今やめているということなのですが、これは赤字体質になっているということで、現在これをやると赤字が拡大していくというふうな状況もありまして、会社といたしましては、まず黒字体質に戻して、それからいろいろな手を打っていくということを考えているようでございます。

その中で、何を考えているかということでございますけれども、まずワサビの加工につきまして、現在1次加工をしているわけですが、これを秋ごろから小さい袋の製品をつくっていくということで、そのような取り組みに力を入れていくということを聞いております。

また、水に関しましても苦戦しているところでございますけれども、PBといたしますか、小ロットでの生産に力を入れていきたいと。今現在早稲田大学ですとか、帝京大学とかPBを取り扱っておりますけれども、その辺に力を入れていきたいというふうに聞いております。

○議長（加藤久民君） 2番、どうぞ。

○2番（畠山和英君） また関連と申しましょうか、続きましてミート工房、短角牛のこれまで加工処理等もやっておりました。それを今現在は旧山形村、久慈市に委託加工をしているやに聞いておりますけれども、これらの処理の加工について、今後どのようにする考えかお伺いします。

○議長（加藤久民君） それでは、佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） ご答弁申し上げます。

ミート工房につきましては、3月の議会のほうでも答弁してございますけれども、まず肥育牛の確保が先決ということで、当課ではまずそちらの取り組みを優先的に進めたいと思っております。

あわせてミート工房については、現在山形村のほうでの加工ということになってございますけれども、そちらと連携しながら、現在少頭数、二十数頭の処理頭数になりますけれども、ハンバーグの加工等を協力しながら取り組んでいるという状況でございます。

ミート工房の再建につきましては、ホールディングス関係、あるいは三セク関係の事業の見直し等もございますので、そちらの中で議論しながら、再建について議論していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（加藤久民君） 2番、どうぞ。

○2番（畠山和英君） 議論していくというふうなことです、よろしくお願いします。

岩泉産業開発、今一部質問したように売上高がどんどん縮小して減っているわけでありまして、それから、人数もどんどん減っていきまして、対27年度を見れば17人も減って、台風の影響もあつたでしょうか、減っております。売り上げが減って、雇用を減らして収支の均衡、それでバランスをとって黒字にしているということかもしれませんが、それも経営といえは経営ですけども、どんどん縮小して小さくなっていっているのが気になるわけでありまして。懸念されます。そういうことから見まして、そこらの観点も、経営でありますので、両面あるわけでありまして、生産者とのつながりも強めながら、それを小さくしては地域の経済も小さくなりますので、できればこれがどんどん大きくなるように、水も苦戦しているわけで、大きくなるようにご期待をします。よろしくお願いします。

次に、岩泉きのこ産業について質問します。ここ2年、営業は損失になっておりますけれども、台風のこともあったかとは思いますが、産地化が厳しい状況の中での経営状況ということでありまして。それで、この前ホールディングスの報告、総会の資料で見ますと、経営指導業務調査を実施したということでありまして、具体的なものはないわけでありまして、30年度に生かすということでありまして。それはどのような結果で、これをどのように生かして経営改善に取り組んでいくのか、お答えしていただければと思います。

○議長（加藤久民君） それでは、答弁させます。

末村副町長。

○副町長（末村祐子君） ご答弁申し上げます。

現在、さきのホールディングスの総会以降、私自身も役員に就任をさせていただき、各社の全社に対する役員にも就任をさせていただく中で、議員ご質問の調査の内容についても概観したところでございます。外部の経営コンサルティングの会社による調査報告書でございますけれども、内容についてはコストの部分はどう見るのか、それからこのところの売上高の推移の現状の原因分析、そういったところを中心に報告書の内容が構成されており、しかしながらその助言の内容については、現時点のきのこ産業の実態や、それからこれまでの取引相手との関係性、地域全体の経済効率等に配慮されているかどうかという点について、今後さらに深く研究をしていく必要があるかというふうに思っております。

したがいまして、最終的な目標としては、業績をいかに向上させていくのかという点に立ち返り、きのこ産業全体の業績向上に向けた検討のワーキングチームの中で、今回の調査報告書の内容も参考にしながら、今申し上げた大きく2点、それらを参考にしながら、今後の方策について出していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（加藤久民君） 2番、どうぞ。

○2番（畠山和英君） せっかくの調査でありますので、経営に生かしていただければと思います。

ちょっと古い話になりますが、前にIターンのキノコ栽培費の未収金問題と申しましょうか、ありました。この処理とか整理はどのように今進んでいるのか、お答えしていただければと思います。

○議長（加藤久民君） それでは、佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） ご答弁申し上げます。

きのこ産業のI・J・Uターン事業による債権についての件ですけれども、当初9名ございましたけれども、うち4名についてはもう既に整理が済んでおりますので、5名についてご報告申し上げます。5名のうち、2名がハウス等の買い取りで相殺されております。これが2名でございます。残りでございますけれども、事業の継続をされている方もおりますので、それも受けまして……失礼しました。債権の回収できていない5名について申し上げます。調停等によりまして長期の返済計画を立てていただきまして、順次返済いただいている方が2名と伺ってございます。あと援用対応ということで1名対応してございます。あと29年度の決算についても計上してございまして、2名の方が自己破産ということで、今回損失のほうを処理させていただいてございます。

以上でございます。

○議長（加藤久民君） 2番、どうぞ。

○2番（畠山和英君） ありがとうございます。この整理を今しているということで、黒字を出しながら、これらも整理していくということであろうかと思っておりますので、よろしく申し上げます。

IターンとかUターン以外の不良債権とか塩漬けの未収金等がありますでしょうか。

○議長（加藤久民君） 佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） 特にないというふうに伺ってございます。

○議長（加藤久民君） 2番、どうぞ。

○2番（畠山和英君） それでは、最後に岩泉総合観光について触れさせていただきます。

当面の経営、総合観光は2億5,000万円前後で推移しているわけでありまして。大きく伸ばす、ちょっと今稼働数が決まっておりますので、それで推移するのかなと思います。あとは、販売経費等の、これを節約するというかとは思いますが、現在観光客は伸びていない状況と。

そうした中で、台風の災害からの特需と申しましうか、工事関係者の長期宿泊者で今もっているというふうなことであります。一般論でありますけれども、これもずっと続くわけではありませぬので、今からこれを少しでも観光客と申しましうか、そっちのほうにシフトしていった準備等の対策をやっていかなければならない、練っていかなければならないと思います。これらについて、もしお考えがありましたらお答えしていただければと思います。

○議長（加藤久民君） それでは、答弁させます。

佐々木経済観光交流課総括室長、どうぞ。

○経済観光交流課総括室長（佐々木 剛君） ご答弁いたします。

まず、現在の観光客の状況でございますけれども、おかげさまで龍泉洞も平成21年、22年から見て久しぶりの18万人ということで、観光客も伸びております。これに伴いまして、龍泉洞のレストハウスのほうも売り上げが平成27年度に比較いたしましても伸びてございます。したがって、観光客頼みのところもございまして、これらについては引き続き売り上げのほうを頑張っていくということになります。

ホテルのほうの宿泊に関しましては、議員からご指摘のございましたように災害関連の宿泊のほうでございますけれども、昨年の状況を見ますと、単価の高い観光客の取り込みがなかなかできなかったというふうな状況もございまして、今年度もマツタケシーズンですとか、そのような時期に企画商品を販売するというふうなことで、取り組みを強化していきたいというふうに考えております。

○議長（加藤久民君） 2番、どうぞ。

○2番（畠山和英君） ありがとうございます。それでは、子会社、グループ会社で、今度は親会社と申しましうか、岩泉ホールディングスについて、再質問と申しましうか、若干触れさせていただきます。

設立から4年目でしょうか、台風も途中ありましたので、そうした中でこれが今動こうとして

いるわけでありましてけれども、親会社としてグループ会社の経営管理、指導するのがまず持ち株会社としてやっていくということだろうと思いますが、それを今やる体制にまだなっていないのではないかなと思います。ガバナンスと申しましょうか、それら、あるいはマネジメント体制、今29年度を見ますと執行職員が1人で、あとほかの兼務役員が三セクから、グループ会社から来ておりますけれども、これらをやっていく体制にはまだないのかなと。やっぱり体制を強化する必要があるというふうに思います。事業会社と持ち株会社、やっぱり同じ社長でなく、私の考えでありますけれども、親会社、ホールディングスとして経営管理をしっかり見るということがこの設立した、どういう目的でやったか、いろいろあろうかとは思いますが、あるというふうに思います。

そうした中で見ますと、まず体制を、経営陣をしっかり強化すると。そのトップにいる、今流で言えばCEOである町長のもとで、それを実質やる人がやっぱりいなければならないなと思います。そうした中で、実質やる取締役についても、なかなか外部も含めて見つけるというのも大変なこともあろうかと思っておりますけれども、いろいろな方面からも含めて、内部含めてやっぱり検討すべきでありましょうし、監査役についても常時監査できるような常勤監査役のような人がいればいいのかなと思ったりもします。いなくても毎月やっていけばいいのかもしれませんが。そういうふうなことを感じておまして、最後になりますけれども、300人、30億円を超える大きな会社になりました。これがこけると申しましょうか、だめになるわけにはいかないわけでありまして、町の経営責任は、そうした中ではやっぱり重いわけでありまして。

そうした中で、今言いましたことを含めまして、町として会社経営への意思決定、意向も伝わるように含めてやらなければなりません、これらを含めてホールディングスの経営に対する思いとかご所感を副町長からでもお伺いできればなと思います。よろしくお願ひします。町長でも。済みません。失礼しました。

○議長（加藤久民君） 指名は逆だけれども。

それでは、中居町長、答弁願ひます。

○町長（中居健一君） まさに今議員のご指摘のとおりでございます。岩泉町は、岩泉町の産業の振興を図る、そしてそれに伴って雇用の創出を図るという大きい大義名分で第三セクターを立ち上げてきたわけでありまして。以前は個々にそれぞれが第三セクターであったわけでありまして、いろんな研究を重ねる中で、さらにこの4社を効率的に運営するという、いろんな研究の中で今

のホールディングス化ということになってきているわけであります。

基本的には、私が経営のトップ的な位置づけになっているわけであります。これまでの中で、今ホールディングス化にして時間も間もないものですから、この体制については個々の、まず事業会社の皆さんがしっかりと経営を維持する、そして業績を上げるというのが基本的な考え方。これは、議員も先ほどお話ししたとおりであります。特に産業開発なんかもそうであります。今の状況でいけば産業開発の一番大きい目的は、やはり1次産業と、これをどう組み合わせで6次産業化を図って、地域の農業の皆さん、そして岩泉町の活性化に資するというような大きい目標があったわけであります。時代の変遷の中で、非常に営業上の厳しい状況もございまして、いろんな取捨選択をしながら、今こういう状況に陥っているわけであります。

これからは、私どもはそういう観点から、今それぞれの各子会社、そしてホールディングスは具体的に何が問題で、どうこれから進めることが、まさに町民のための、第三セクターになるかということ、今これからワーキンググループをつくって一つ一つ検証していきたい。各子会社についても、いわゆる業績がいい、悪い、なぜ悪いのかという部分をやっぱりしっかり現場の社長を含めて検証する必要があるだろうなど。そういう地道な作業をまず一つ一つやっていきたい。

そういうことから、ホールディングスの社長と、私のほうからは副町長を各子会社の役員にも出させていただいて、そういうことで個々の現状の実態について、まず把握をすることが大事だろうというようなことで、今取り組んでおります。

そういう中で、個々にそういう課題、これからの将来の営業戦略等を整理整頓しながら、今後に向けて、それが将来的には経営統合になるのか、そういうことも含めまして、今そういう整理をしているわけであります。

その中で、町といたしますれば、やはり第三セクターと町のあり方、町長であって、このホールディングスの会長にもなっているわけでありますが、お互いに相互牽制をしながらチェック体制をどうするのか、こういう仕組みも一つはつくっていききたいなど。そういうことを私どもの副町長を中心に今実際現場に入ってもらいながら、今の現状に甘んじることなく、これから非常に厳しい経営状況がまた続くわけであります。農業一つとっても、まさに少子高齢化の中で後継者が少ない、新規就農も少ない中で、生産物も非常にパイが縮小してきている中でも、そういう中でもこれはやり抜いていかなければならないわけでありますから、そういう部分についても一回仕切り直しをして、町と三セクのありようについて、それから町がどういう形で、相当、今議

員がおっしゃったとおり、98%以上の株を有しているわけでありますから、町はどういう中でかわっていくかという、そういう危機管理上の仕組み、それから第三セクターがそれぞれ町に対してどういう報連相をしていくのか。それぞれの会社の経営者が、町に対してはどこまで、どういう形できちっとした説明責任を果たすのか。そうはいっても、一方では余りにもその部分の度合いをきつくしてしまうと、現場の社長の皆さんもなかなか今度は動きづらいという部分もございますから、そういういろんな部分での微調整もしながら、現場の社長は社長で、羽ばたいていろんな営業戦略を積極的にやりたいという部分もございますから、そういう部分を一つ一つ調整しながら、今後あるべき方向を見出していきたいなど。

そういうことで、具体的にその作業チームをつくって、今そういうことで一つ一つ検証しながら、課題解決に向けて対応しておりますので、これを早晚しっかり整理整頓しながら、あるべき方向を模索しながら、先ほども答弁しましたが、議会のほうとも十分協議をしながら、議会のご理解も賜りながら、この第三セクター、本当に欠かせないわけでありますから、この部分について余り心配を議会からしてもらわないように健全経営に向けて対応してまいりたいと、そう思っておりますので、何とかご理解を賜りたいなど、そう思っております。

○議長（加藤久民君） 2番、どうぞ。

○2番（畠山和英君） ありがとうございます。今後とも岩泉ホールディングス含めて第三セクターの運営について見守っていききたいと。

これで一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（加藤久民君） これで2番、畠山和英君の質問を終わります。

次に、5番、三田地久志君、はい、どうぞ。

〔5番 三田地久志君登壇〕

○5番（三田地久志君） 5番、三田地久志でございます。通告に基づきまして質問をいたします。趣意お酌み取りいただき、明確な答弁をお願いいたします。

まず、教育環境の課題についてでございますが、日本の教育の現場ではさまざまな問題、課題が発生しています。この問題、課題は種類が多岐にわたりますが、大きく分けて児童生徒たち自身の問題が挙げられます。内部的要因であるいじめや不登校、非行を初めとした校内暴力などがあります。さらに、学力低下や受験戦争、活字離れなども同類と見ることができます。

これらに加えて、外部的要因として都市化や少子高齢化も深く関係しており、ツールの発展と

ともに学校裏サイトやラインいじめなどの問題もかかわってきます。つまり時代とともに、その詳細や実情に変化があるほか、地域差の存在も指摘されています。学校教育制度自体の問題も、教育問題としてとても深刻であると言わざるを得ません。

全国には上記のような問題がある中で、岩泉町の教育行政は、この広い地域の中で非常にしっかりと子供たちに目を向けていただいていると思います。しかし、これからの教育を考えたときに、今のままでよいのか、さらに工夫する必要があるのではないかとと思われることから、何点か提案をさせていただきます。

まず、幼児教育についてですが、町立のこども園は、教育と保育の2つの分野を兼ね備えた施設であり、3歳児以上は主に午前が教育、午後が保育と認識をしております。幼児教育は、小学校に上がる前に文字や英語、数などの学習などほかに、人間関係の基本となるマナーやしつけ、礼儀作法など、体験や経験からたくさんを学び、吸収をする時期です。この時期に学習する意欲や養っておきたい力を身につけていくことはとても大切なことです。現在も教育には取り組んでいることと思いますが、さらにこの教育に重点を置いた運営ができないか伺います。

また、3歳くらいからの運動習慣が前頭葉の発達を促すとともに集中力を養うことから、身体能力や学習能力の発達にも寄与することが実証されており、幼少期からの運動習慣は非常に大切であります。子供たちの将来のこと、健康問題などもあわせて考えると、幼少期からの運動教育が健康寿命にもつながってくることから、3歳くらいから小学3年生までの公営スポーツ教室を開設してはいかがでしょうか。

小中学校の教育環境については、コミュニティースクールを導入し、岩手県内でも最初に取り組み、地域と一体となった教育行政を実践していることは大変素晴らしいことだと思いますし、フォローアッププラン推進員の配置についても岩泉ならではの取り組みであり、特筆すべきであります。

そのような中で、来年度から小学校が何校か統合され、全部ではないにしろ複式学級も解消されますが、一過性ながら、今年度まで複式学級で教育を受けてきた子供が、来年度から統合により単式学級となった場合、学力差が懸念されます。学校現場では対策していることと思われませんが、教育委員会としてはどのように考えているのかお示してください。

次に、公設民営の学習塾開設についてでございます。県立岩泉高等学校についてであります。町では県立学校であっても存続や人材育成について真剣に考え、各種の施策を行ってきておりま

す。効果は出てきていると思われませんが、その検証と総括をどのように捉えていますでしょうか。

現在の岩泉高校への支援内容は、(1)、大学進学支援補助金、これは返還義務なしです。(2)、寮費の補助、(3)が通学費の補助、(4)が部活動への補助、(5)が進学、就職準備へのきめ細かな補助、(6)がドリームサポート事業、(7)が奨学資金貸付制度と大きく7つの支援がありますが、そのほとんどが経済援助であります。生徒本人への支援策は、(5)の進学、就職準備へのサポートのうち、学力向上補助がなされていますが、常設ではありません。

岩泉高校からの就職、進学先は、岩泉高校のホームページに平成23年度から掲載されていますが、国公立大学への進学は毎年1桁で、ほとんどが推薦入学です。29年度については、国公立大学への進学希望者は9名いたようですが、希望校への進学者は4名でした。私立大学へは6名が希望校に進学しているようです。

国公立大学を目指していたが、希望がかなわず、やむなく私立大学へ進学した生徒もいるのではないかと推察されることから、進学するためのサポートをもっと強化する必要があるのではないかと思います。

就職先に関しても同様のことが望まれることから、さらにサポート体制を充実させていくべきではないかと考えます。サポートの方法の一つとして、自治体による公設民営塾が開設され、効果を発揮しているようですし、岩手県内でも数カ所開設されているとの報道等がありました。高校進学から進学、就職にかかわらず、そのサポート対策として公設民営塾を導入する考えはありませんでしょうか。

もちろん費用が発生することから、現在岩泉高校へ補助を行っている中での組み替えが必要であると考えます。町の施策として、新たな視点での支援策は、必ずや岩泉高校への進学者もふえ、存続問題も解決に向けた糸口となると思われることから、公設民営塾を開設することを提案し、本席からの質問を終わります。

○議長（加藤久民君） それでは、答弁させます。

中居町長、はい、どうぞ。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 5番、三田地久志議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず初めに、幼児教育についてでございますが、議員ご案内のとおり、幼児期に必要な知識及び技能の習得、思考力、判断力、表現力や学びに向かう意欲の育成は非常に重要であると認識を

しているところであります。このため本町のこども園では、幼保連携型の認定こども園の教育・保育要領により、教育と保育の両立に努めているところでもあります。特に幼児教育で最も重要とされる基本的信頼感を育み、自己肯定感を高めることを目的とし、健康、人間関係、環境、言葉、表現に配慮し、たくましく生きる力を養う活動を重んじ、子供たちの姿勢や能力が小学校の教育課程に円滑につながるような取り組みを行っております。

また、日々の遊びや歌ったり踊ったり、身近な野菜を育て味わうなどの活動に加え、昨年度からは幼少期からの体力づくりを目的として、岩泉スポーツクラブからクラブ指導員を派遣いただいているところであり、各子供の年齢や個性に応じ、年間を通じた指導を計画的に進めているところであります。

今後におきましても、効果を検証しながら、さらなる内容の改善、充実を図ってまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解を賜りたいと、このように思います。

以上で答弁を終わります。以下の質問につきましては、教育長から答弁をいたさせます。どうかよろしくお願いを申し上げます。

○議長（加藤久民君） それでは、三上教育長、答弁願います。はい、どうぞ。

〔教育長 三上 潤君登壇〕

○教育長（三上 潤君） 5番、三田地久志議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、小中学校の教育環境についてでございますが、本町は小規模校が多く、そのほとんどで複式学級を有しております。各担任は個々の授業で工夫や改善に取り組み、効果的な授業に努めているところでございます。

全国一斉テストや各種学力調査では、複式学級でも全国や岩手県の平均点を上回る結果が見られることから、単式学級と比較しても遜色ない学力を身につけているものと認識をしているところでございます。学力向上対策委員会や教育研究会での授業研究、実践の継続がきめ細かな指導につながってきているものと、そのようにも考えております。

しかしながら、素直で実直な面が見られるというものの、主体性、積極性等弱い面も見受けられるというのが実態でございます。このようなことから、団体生活の中での競争意識等をさらに身につけさせ、たくましく生きる力を養うことに重点を置いて取り組んでまいりたいと、そのように考えております。

次に、県立岩泉高校への支援につきましては、議員ご案内のとおり、地元の高校で充実した学

校生活を送り、進学、就職できる魅力ある学校づくりのために、町といたしましても、これまでも積極的に取り組んできたところでございます。

岩泉高校におきましても、学校経営の柱の一つに、難関大学進学へも対応できる学校づくりを掲げておりまして、学校存続にもつながる学力向上対策に鋭意取り組んでいるところでございます。

県内各自治体におきましても、地元高校存続のためのいろいろな取り組みを進めておりまして、新聞で報道された公設民営の学習塾の事例も見受けられますけれども、他の事例に追随するのではなく、課題をしっかりと検証した上で、本町の独自色を発揮でき、生徒の希望進路が実現できる効果的な方策について調査研究してまいりたいと、そのように考えておりますので、ご理解を賜りたいと、そのように思います。

以上で答弁を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（加藤久民君） 5番、再質問はございませんか。はい、どうぞ。

○5番（三田地久志君） 答弁ありがとうございました。

幼保の取り組みなのですが、やっているということのようですが、外部から見るとよくわからないのです。もう少しこういうことをやっているとかという情報があってもいいのではないかなと思いますし、去年からですか、スポーツクラブの指導員を派遣して、これは頻度としてはどの程度、年何回、週何回というところをまずはお伺いします。

○議長（加藤久民君） 馬場教育次長、どうぞ。

○教育次長（馬場 修君） それでは、ご質問にお答えをいたします。

まず、昨年度から始まりましたこども園の運動サポートの関係でございますけれども、こちらは年間を通しまして行っております。回数にいたしまして47回、延べ人数で1,422人の子供さんが参加をされているということになります。クラブ指導員を派遣して行うわけですが、このほかにも海洋センターのほうで転がる教室というのをやっております、こちらのほうには幼児が440人、あとは小学生で490人ほど参加をさせていただいておりますし、学校さん等からの要請があったときに出前講座として各学校に陸上の指導等も行っております。こちら18回、470人という実績を残しております。

こども園の例を出していますけれども、こども園の職員の方からお聞きしましたけれども、何が違っていますか、成果は見えますかということをお問い合わせしたところ、体幹が鍛えられた

ことによってぶつかりにくくなった、あとは転ばなくなったというふうな効果が出ているというふうに伺っております。

○議長（加藤久民君） 5番、どうぞ。

○5番（三田地久志君） 効果は出ているようですが、この間岩泉小学校の運動会で次長と一緒にさせていただいて、肥満の子がやたら多いなというふうに。やっぱりもう少し幼児の時代から運動に対する興味、おもしろさというものを本当に教えていかなければならないのではないかなど。今の回数で本当に正解なのかどうなのか。これ3つで割ったら、こども園は3カ所あるから、1カ所だけの数字ではないと思われまますから、さほどさほど多くもないのではないかなという気がします。別にこれがスポーツクラブでなくてもいいわけですし、もう少しコーディネーション何でしたっけ、そういう運動のやり方もあるというふうに聞いていますし、そこら辺も含めて教育という観点をもっと強めた幼児教育をすべきだろうと思うのですが、その辺は現在のままいくのか、将来的にはそういうことも考えていただけるのか、いかがでしょうか。

○議長（加藤久民君） 馬場教育次長、どうぞ。

○教育次長（馬場 修君） 先ほどのプログラムを提供していただいておりますスポーツクラブのほうにつきましては、町民の方、年齢等に応じたプログラムを提供していただいております。町民の皆さんの健康、体力増進で生活の質を高めるということを目標に活動していただいております。

片やこども園を初めといたしました活動、プログラムにつきましては、カリキュラムの中で行われているということで、今のところ月1回ということで行わせていただいておりますが、こども園さんとも協議をしながら、状況を見ながら、あとは食生活の分も含めて、運動と食事をセットにした形で取り組んでいければなということで、検討というか、調査研究していきたいと思っております。

○議長（加藤久民君） 5番、どうぞ。

○5番（三田地久志君） 今食生活という話が出たので、そしゃくをしない子供がやたら最近ふえてきていると。そのままかまないで飲んでいる子供がいるということも含めて、そこもやっぱり教育なのだろうな、よくかむのだよというところは。それが筋肉になるのだよというところまで、自分が成長するためには必要なのだというところをもっともっと、親から預かって、保育だけではなくて、教育の面、観点からもっとアプローチして行って、その子供たちが将来の岩泉を

つくるわけですから、もっと将来的なことを考えた育成方法というのを岩泉ではすべきではないかな。この広い町土をどうやって守っていくのだということをお子供たちにぜひ教育していただきたいと思います。

それから次に、小学校の問題ですが、複式から単式になっても学力的にはさほどではない、むしろ学力はいいほうだということなのですが、ただ団体生活の中で、答弁書にあるとおり、どういうふうにして競争させていくのかな、どういうふうなことで学校に指導していくのかなというところを、競争というところがちょっとひっかかったので、済みませんが、回答をお願いします。

○教育長（三上 潤君） こちらからちょっと意見言ってもよろしいですか。

○議長（加藤久民君） どうぞ。反論、反問権がございますので。

○教育長（三上 潤君） 今のご質問は、ちょっとはつきりしなかった部分がありますものですか、もう一度お願いします。

○議長（加藤久民君） 5番、どうぞ。

○5番（三田地久志君） 団体生活の中での競争意識等をさらに身につけさせるとあるわけですが、このところはどのようにするのかという、どういう手法が、こういうこまいことを聞いて申しわけないのですが、回答していただければと思います。

○議長（加藤久民君） 三上教育長、どうぞ。

○教育長（三上 潤君） 今の小規模校ですと、全体で10人を割る学校もございますし、十二、三人というところがございます。そうすると、団体生活というか、それからままれるというか、そういうところがなかなか弱い。今行っておりますのが交流学习というような形で、月何回というように学校間を一緒にして、体育とか、それから授業と一緒に入るというような形で取り組んでいただいているところでございます。特に学校統合を控えている学校については、その回数をふやしていかないと、やっぱり団体になじめないという心配もあります。そういったようなことで、利点とすれば先生が2人教室に入って授業できるというようなこともありますので、そういったような中で子供たちがコミュニケーション能力を高められるように取り組んでいきたいということで、これは教育委員会と学校とでプログラムを組みながら取り組んでいくということでございますし、今後とも続けてまいりたいというふうに思っております。

○議長（加藤久民君） 5番、どうぞ。

○5番（三田地久志君） いわゆる複式学級の小規模校が統合先の学校と一緒に授業してい

るといふ、その頻度をもっと高めていって統合するということで理解していいのですね。ありがとうございます。そういうことでもしないと、いきなり放り込まれて子供たちかわいそうだなと思うので、ぜひそれはやっていただきたいと思います。

次に、高校のところに移るのですが、学校経営の柱の一つに「難関大学進学へも対応できる学校」と答弁書には書いてあります。ところが、岩泉高校のホームページを見ると、難関校とは言えないなというところではか学校に進学にしていない。ところが、答弁書には他の自治体と同じようなこと、追随せずに課題等をしっかり検証するというふうな答弁書でございます。ということは、何らかの手を当然考えているのだらうと。これ以外のものを何か考えているのであれば、お示しいただきたいと思います。

○議長（加藤久民君） 三上教育長、どうぞ。

○教育長（三上 潤君） 高校の進路対策は、岩泉町、1校しかない高校ですので、大事な課題だなというように思っております。そういう意味では、今の教育支援補助の中でも、高校側でも遠隔での指導を受けるような塾等の特別の教科等については進めておりますけれども、これについてもある程度予算の範囲内というようなこともございます。

いずれ岩泉高校から国公立大学に進学できる学校づくりをやっていきたいというのが今の高等学校の考えでもありますし、私どももそのように考えております。というのは、高校から町外に出て生活するということは、家庭の負担も相当大きいのしかかってまいりますので、それについては岩泉高校に入学しても、十分それなりの学校に進学できるという指導といいますか、内容をつくっていくと。

現在も少人数指導、グループ分けをして指導していただいているわけですが、これらは今後それだけでなく、どのようにしたら効果を出せるのかということで、今月末にそのようなところを高等学校の校長とも相談して、平成27年度の総合教育会議という首長との協議もしていくのだというようなこともございます。これは、町長、副町長も交えて高等学校の校長、副校長等と一緒に、教育委員も交え、そういったところでこれからの岩泉高校支援対策、それから学校のあり方等についても、いろんな方からの意見をいただきながら、そしてよりよい策を見出していきたいなというふうなところでございますので、よそでやっているような塾も一つではあると思いますが、岩泉の高校、それから中学校もあわせて、どのような対策が必要なのかというところは、もう一度視点も変えながら取り組んでまいりたいなというふうに思っています。

○議長（加藤久民君） 5番、どうぞ。

○5番（三田地久志君） やはり難関大学へ合格する生徒というのは、勉強時間というのはかなりしなければならぬと思うし、ところが遠隔での勉強というのは、その場ではわかるかもしれないけれども、継続性がない、時々しかやっていないようなので、補助事業で決められた金額ですから。そうすると、公設でいつでも自分が行って、この勉強については知りたいという先生が常にいるという環境づくりをまずはしてあげなければいけない、そういうサポートが必要だと思うのです。そのためには就職先もそうです。公務員なり、この会社に行きたいというところでも、そのための学習というのは、高校いきなり行ってから始めるのではなくて、実は中学あたりから始めていなければいけないのだと思うのですが、ただ広い岩泉町でそういうことをやるというのはなかなか難しいから、ではどうするのだというところが出てくると思うのですけれども、それでも先ほど子供のときにも言いましたが、中学、高校を出て行って大学に行って、あるいは外の企業に勤めて、それでも岩泉に最後には戻ってきてくださいという仕組みを必ずつくれるのではないかなと思うのです。受け皿を今度は産業おこしなりなんなりで一方ではつくってあげばいいわけですから。そういう教育を岩泉町に戻れば自分のいる場所があるのだと、仕事もあるのだというような、教育だけの話ではなくなってしまうのですが、そういう環境づくりをぜひやってほしいと思いますし、子供たちへの地元の学習も含めてやってほしいなと思うところであります。

そこで、子供たちがこれから、現状大学進学して、大学から編入学でもたしか補助が出るのですよね。それで、要件は岩泉に戻ってきて、夏休みなり冬休みなりにサポートするでしたか、子供たちの、小中学校のサポートをするという条件でしたかがあります。それは効果が出ていますか。外に行ってみてきた子供たちが休みに来て、岩泉の小中学生の子供たちに指導しているというのはいかがですか、効果は出ているとお考えですか。

○議長（加藤久民君） 馬場教育次長、どうぞ。

○教育次長（馬場 修君） 議員からお話がありました長期休業中の学習の支援というふうなことですけれども、確かに町からの支援をいただいて大学に行った方については、そういった催し物があるよと。催しというか、支援の事業がありますということをお知らせして、帰ってきて、経験したことを踏まえて地元の子供たちに還元していただくというのも大切な試みであるというふうに思っております、一部は帰ってきて実際にお手伝いをいただいた方もいらっしゃいますし、

あとは時期的なお休みの時期、あと授業の実施時期等にもよりますが、そういった取り組みは積極的にこれからも広げていきたいというふうに考えております。

○議長（加藤久民君） 5番、どうぞ。

○5番（三田地久志君） やはり就職先もそうですし、学生もそうですし、そういう大企業に就職したとか、公務員になったという人が戻ってきて、その話を聞いて、自分が経験したことを伝えて学校の生徒の前で話をする、中学校、高校の場で話をする。ぜひそういうところも教育です、意識づけのための教育だと思いますから、そういうことをどんどん、どんどん取り組んでほしいのですが、その辺はお考えありませんか。

○議長（加藤久民君） 馬場教育次長、どうぞ。

○教育次長（馬場 修君） まさに議員ご指摘のとおり、その方向は望ましいというふうに考えておりますが、あと対学校とも調整をしながら行っていきたいと思っておりますし、先ほど教育長のほうから総合教育会議の場で、高校に限らず広く町内の教育というふうな観点で、いろんな検討をしていきたいというふうに思っております。

○議長（加藤久民君） 5番、どうぞ。

○5番（三田地久志君） 最後になりますが、末村副町長、教育者としての立場もありますが、今の議論を聞いていてどう思ったか、岩泉の教育行政についてどう思うか、一言で結構でございますが、いかがでしょうか。

○議長（加藤久民君） それでは、答弁させます。

末村副町長、どうぞ。

○副町長（末村祐子君） 答弁申し上げます。

高等教育の教育機関にいないだけではできない教育の要素について、議員が本日さまざまにご指摘も下さり、今の町の教育行政上の課題についても所感、助言を下さったというふうに理解いたしました。そういう意味では、私自身も高等教育の機関に籍を置きながら、やはり教育の場だけではできないことということと、それから高等教育に進んだ時点から取り組んでは、なかなかそれから後に生きる力というところで限界があるというような点については、ご指摘のとおり幼少期からの教育というのが健康も含めて大変重要だというふうに思っておりますので、そういう部分に取り組めるのが町行政のだいご味だというふうに心得て、私自身もこれからできることをしっかりやらせていただきたいというふうに思った次第です。

以上でございます。

○議長（加藤久民君） 5番、どうぞ。

○5番（三田地久志君） やっぱり教育というのは非常に大切でございます。岩泉町、これからどういう方向に進むのか、次世代をどう育てていくのかというのが我々の今の使命でございますので、一生懸命教育委員会だけではなく、全ての課で町長を筆頭に努力をして、明るい岩泉になるように頑張っていたきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（加藤久民君） これで5番、三田地久志君の質問を終わります。

次に、7番、坂本昇君、はい、どうぞ。

〔7番 坂本 昇君登壇〕

○7番（坂本 昇君） 7番、坂本昇でございます。通告に基づきまして、次の2点についてお伺いいたします。

台風豪雨災害の復旧、復興を初め、先般の連続して発生した山火事への迅速な対応など、町民の安全、安心のため、また福祉の向上のために全力を傾注する町長以下職員の皆様に敬意と感謝を申し上げるものであります。

1点目の質問であります。脳卒中日本一からの脱却を含めた町民の健康推進についてであります。全国の健康調査の結果によりますと、当町は脳卒中死亡率日本一という不名誉な結果になっております。生涯現役、健康長寿は町民全ての願いでもあります。平成27年から34年までに定めた第二次健康増進計画は、積極的に取り組んでおられる様子であります。これまでの脳卒中対策の取り組みと、その成果についてはどうなのかお伺いいたします。

また、その増進計画の中で気になる項目がありましたので、何点かお伺いします。まず、脳卒中予防を初め、健康推進の基本の一つは、生活習慣病の改善にあるわけですが、実態は住民の取り組みが停滞し、平成19年度基準値の数値の2倍に当たる303.7という好ましくない状況にあります。この原因は、震災被災者の仮設住宅住まいのストレスの影響による悪化なのか、またそれ以外、特別の理由があるのか、現状についてどのように分析し、対策をどうとられているのかお伺いいたします。

あわせて気になる項目は、心の健康問題についてであります。これも大きく後退しており、特に自殺者の増、育児に対する不安、こういうことが記されております。これらの問題解決は、一

朝一夕にはいかないと思いますが、その取り組み状況と改善策についてお示してください。

2点目の質問でございますが、学校統合に伴う廃校の活用についてであります。教育委員会が発行しております「いわいずみの教育」によれば、学校数、児童生徒数の推移は、昭和35年度には町立小中学校、本分校合わせ62校、児童生徒数6,706人あったものでありますが、平成29年度には小中学校合わせて15校、児童生徒数は563人と学校数で4分の1、児童生徒数では10分の1まで減少している状況です。

日本創成会議で示しております当町の2040年の人口は、現在の約半数の4,662人になるという数値と照らし合わせてみても、人口減少、学校統合による廃校の問題と地域の活性化は早急に取り組まなければならない大きな課題でもあります。

反面考えようによっては、現在の日本全体の人口減少問題を先取りした学校統合の先進地であるとともに、人口減少地域における地域活性化に取り組む自治体モデルとしても捉えることができます。

現在示されている統合予定校は、平成31年度から二升石、浅内小学校が岩泉小学校に、間を置かないで小川、門小学校も統合の予定とされております。

また、平成22年度建設の小本小学校大牛内分校は、平成28年度に小本小学校へ統合、そして平成24年度建設の中沢小学校は、平成29年度に門小学校へ統合という建設後5年から6年程度で統合している学校もあります。これら廃校となった学校の活用策は、あらかじめ見込まれているべきことでもあります。

学校は、地域の活動の拠点で、地域のコミュニティー創生には重要な役割を果たしてきたものであり、廃校になっても地域に即した活用が必要不可欠であります。

活用方法として、防災拠点施設であるとか、都会にはない魅力を生かした山、海、川の学校、サバイバル事業や短期学習の受け入れ、冬期の高齢者共同生活施設等、考えられないものでしょうか。多いときには62校もあった学校施設であります。活用できる廃校は相当数に上ると思われますが、1校でも2校でもモデル的に活用し、地域活性化のきっかけになってほしいと思いますので、町長のご見解をお伺いします。

以上でこの場からの質問を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（加藤久民君） 中居町長、答弁願います。はい、どうぞ。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 7番、坂本昇議員のご質問にお答えをいたします。

まず初めに、脳卒中日本一からの脱却と健康推進についてでございますが、脳血管疾患、いわゆる脳卒中による死亡率第1位という状況は、平成28年度の岩手県の保健福祉年報で公表されました人口10万人当たりの脳血管疾患死亡者数であります年齢調整死亡率によって比較をいたしますと、県平均の32.0人に対して本町は75.6人となっており、ワースト1位は継続をしている現状にあります。

また、平成24年度の本町の数値が高かった要因が、東日本大震災による外因的ストレスの影響ではないかとの議員からのご指摘もありましたが、本町においては被災地域が限定されていること、さらには全国の他市町村においても震災被害による生活環境の著しい変化があったことから、本町のみ増要因とは考えにくく、またその要因の分析は困難なものと考えているところでございますので、ご理解を賜りたいと、このように思います。

なお、脳血管疾患による死亡を抑制するため、高血圧の予防、減塩の取り組みを実施した結果、平成28年度におきましては70.0人と横ばいから減少傾向になったことから、今後も引き続き減塩の推奨、そして野菜摂取量の増加等の食生活の改善、個々に適した運動の普及、家庭血圧測定の推奨、健診未受診者対策等、訪問指導やぴーちゃんねつとを活用した健康づくり情報の配信を行い、町民の皆様とともに生涯現役、健康長寿を目指し、総合的な生活習慣病予防の取り組みを推進してまいりたいと、このように考えております。

また、心の健康問題の指標であります自殺者の状況でございますが、平成24年から平成28年の5年間の人口10万人当たりの死亡率の1年当たりの平均は、県平均25.4人に対しまして、本町は47.7人と県平均より高い数値となっております。

今年度において、庁内横断的な推進体制を整備した上で、高齢者や生活困窮者対策を重点に据えた岩泉町自殺対策計画を策定し、自殺防止対策になお一層取り組んでまいり所存でありますので、ご理解とご支援を賜りますようお願いを申し上げますと、このように思います。

次に、学校統合に伴う廃校の活用についてであります。文部科学省の調査によりますと、廃校施設の約7割が何らかの形で活用をされており、社会体育施設等の公共施設のほか、体験交流施設や老人福祉施設等、その用途は多種多様となっております。本町におきましても、地区集会施設、町内企業の事業所、民俗資料館として活用しているものもありますが、現在学校適正配置基本計画に基づいて統合も順次進められておりますことから、今後活用が望まれる廃校施設も増加

するものと認識をしているところでございます。

しかしながら、大規模な施設がゆえに、その活用に当たりましては、維持管理費や改修費用等、後年度の負担についても十分検討をしなければならない面もございますので、場合によっては安全確保の観点からも解体を視野に入れた検討もやむを得ない場合もあるものと考えております。

いずれにいたしましても、学校は単なる教育施設のみだけではなく、長年地域のシンボリック的存在として、地域とともにその歴史を刻んできた施設でもありますことから、まずは地域の皆さんの意向等を十分お聞きしながら検討を進める必要がありますが、一方では広く町内外の企業等による活用等についても視野に入れながら検討を進めてまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解を賜りたくお願いを申し上げます。

以上で答弁を終わらせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（加藤久民君） 7番、再質問はございませんか。はい、どうぞ。

○7番（坂本 昇君） ありがとうございます。

それでは、この脳卒中日本一のワースト記録については、先輩議員とか同僚議員の方々も何回か質問をして現在に至っておりますが、そこで岩泉町はこれだけ自然が豊かで、そして環境が良好な中で、脳卒中のワーストワンもしくは自殺が県の平均値の倍というふうなのは、どうしてもここを看過することはできないというふうな思いで質問するわけでございますが、担当課としてはこの件について取り組みの数値、できれば脳卒中はゼロと、自殺者も当然ゼロという数字が好ましいわけですが、気持ちの、取り組み方についてのお考えをお願いいたします。

○議長（加藤久民君） 田鎖保健福祉課長、どうぞ。

○保健福祉課長（田鎖英明君） 答弁いたします。

先ほどの回答のほうにもございましたように、脳血管疾患、こちらのほうの数値につきましては、ここ数年大変悪い数字となっているところではございます。このようなことがないように食事に対する減塩対策、そして生活習慣病の予防ということが大きな課題であるというふうなことで取り組んでいるのが実態でございます。

先日6月3日におきましては、10年ぶりいたします健康フェアということで、町民会館で済生会岩泉病院、宮古保健所、そして盛岡医療生協さん等々のご協力をいただきながら、生活習慣病予防とか減塩対策の食事等を試食していただいたりして、いろいろ血管年齢、そして体力づくり等を体験していただいたところでございます。

当日いろいろな日程が重なりまして、関係者を含めて130名という、こちらの予想していた人数よりは少なかったのですけれども、多くの方から意見をいただきまして、ぜひこれを継続していただきたいというふうなことも伺っております。

こういったことから、脳卒中の死亡のほうにつきましては、今までの事業の継続とともに、この継続の仕方をもう少し町民の方々に詳しく理解していただいて、本当に大事なことなのだということを理解していただくことが一番重要ではないかなと思っております。

そういった中で、ぴーちゃんねつが活用されていないというふうなところもございますし、皆様のところに家庭訪問活動も行っていますけれども、より高齢者とかを中心にして配信を行いながら取り組んでまいりたいと思っております。

また、自殺のほうにつきましては、大変デリケートな問題でもあるかなと思っているところです。周りの人が気がついて、それをいち早く未然に防げればいいかもしれませんが、かかり方によっては別な面も招くおそれもあるかなと思っているところです。

そうしたところで、専門的な知識を得た、技能を持った方をできれば、言葉ではゲートキーパーとかというふうなことですけれども、そういう方々を育成、養成しまして、よりそういった対象となる方がちょっと気にかかるなというふうなところがございましたらば、そのゲートキーパー、もしくは命の門番とか言いますが、そういった方々に連絡をとって、そういった方々から対応してもらおうというふうなことも考えているところでございます。大変重要な内容でございますので、町民に広く周知して、できるだけ生活習慣病の予防、これについては特に毎年やっておりますけれども、なかなか定着していないのが実態でございますので、特にそこに重点的に注意を払いながら取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（加藤久民君） 7番、どうぞ。

○7番（坂本 昇君） ぜひワーストワンからの脱却を、できれば年次を決めて、3年後には脱却するとか、5年後には脱却するのだという意気込みと、それからそのための、今課長がお話ししたような生活習慣病予防の取り組みの推進と、これが基本だということであれば、これは徹底的に。これは、町民にとってよくなる一方のことなので、そういうふうな、今の課長の答弁のようにお進みいただければと思います。

それから、学校統合であります。いずれ62校あったところが15校しか残っていないというこ

とは、本当に先進地なわけであります。あと統合しながら、教育委員会サイドであれば、子供のための学校統合ということで、教育面での地域とのかかわりが多いと思いますが、学校統合という、そういう話が出た時点で、これは政策推進なりまちづくりの課も、例えば端的に二升石であり、浅内であり、これは今熱が熱いうちに地域に入り込んで、どのようにしてこの地域を学校があったときと同じように、またそれ以上のコミュニティーに高めていくのだというふうなことに取り組んでいく必要があるかと思いますが、課長のお考えをお願いいたします。

○議長（加藤久民君） それでは、答弁させます。

三浦政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（三浦英二君） 全くもって今の議員のご指摘のとおりというふうに思っております。私どもでも庁内で、その都度都度、関係課でこれまで協議をしてきた経緯もございますけれども、継続的、常設的にこれを議論、討論してきた経緯はまだございませんので、近年また統合による空き校舎がふえるというような状況もございますので、私どももこれにつきましては、庁内の関係課で協議を継続するような形に持っていきたいというふうに意を新たにしているところでございます。

いずれにいたしましても、全国的な傾向からいきましても、やはり地域等からの要望がない、あるいは老朽化が激しい、立地条件が悪い等々の理由から、3割以上は活用に苦慮しているというふうな全国的な状況もあるようでございます。したがって、その反面、7割は利用されているという状況も現実でございますので、そういった全国の事例も参考にしながら、地域のためにどういう生かし方があるのかということにつきましては、研究を深めさせていただきますので、また議員のほうからもいろいろ情報提供なりご提言、ご助言をいただきますようお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（加藤久民君） これで7番、坂本昇君の質問を終わります。

昼食のため午後1時まで休憩します。

休憩（午後 零時01分）

再開（午後 1時00分）

○議長（加藤久民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は13人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

なお、暑くなってきましたので、暑い方は上着を脱いで結構です。

これから休憩前に引き続き一般質問を行います。

6番、林崎竟次郎君、はい、どうぞ。

〔6番 林崎竟次郎君登壇〕

○6番（林崎竟次郎君） 6番、林崎竟次郎です。通告に基づきまして一般質問を行います。

台風10号豪雨災害から1年9カ月が経過し、住まいの再建に向けた災害公営住宅の整備が上町団地で始まっています。町では、4地区に災害公営住宅を80戸、被災者用の住宅移転地を25区画整備する予定であり、9月末までに全地区の整地と建築工事に着手するとしています。計画どおり進むことを期待します。

そこで、住まいの再建について質問します。1点目は、台風10号被災世帯の住宅再建についてです。5月1日現在、全壊399世帯、大規模半壊192世帯、合計591世帯が罹災証明書の発行を受けております。そのうち加算支援金の申請件数は、建設・購入44件、補修290件、賃貸24件、合計358件と補修が多くなっています。当町では、被災者住宅再建支援事業費補助金として、複数世帯員の場合、建設・購入200万円、補修100万円の独自補助を行っています。

被災者の住宅再建が進む中で、困難な問題も聞こえてきます。70代前半のある方は、全壊からの再建に補修を考えて準備を進めましたが、建築資材の高騰などで予算が足りず、会社員の30代の息子と2世代で銀行に融資を申し込みましたが、断られました。このような事例は、この方だけではないと考えます。町では、住まい再建の相談会を実施していますが、深刻な事例は発生していないのか、また相談活動をさらに強めるべきと考えますが、町長の所見を伺います。

また、被災者住宅再建支援事業を展開する中、住宅確保の取り組みはおくれており、補修の被災者が多く、補修に対する支援金の拡充が必要なことから、今後の対応について町長の所見を伺います。

2点目は、公営住宅の家賃の減免についてです。岩手県の公営住宅における家賃の減免制度は、世帯の政令月収が6万9,000円以下の場合、その収入の額に応じ1から9割の減免を実施しております。当町には県営住宅はありませんが、宮古市などでも県営住宅と同じ制度となっています。この減免制度を適用することにより、津波や台風の被災者及び一般の低所得者の生活の安定につながることから、当町でも県や宮古市などと同じ減免制度にすべきと考えますが、町長の所見を伺います。

次に、小中学校の給食費について質問します。平成28年第1回町議会定例会に引き続いての給食費に関しての質問となります。2005年に食育基本法が成立し、子供たちが豊かな人間性を育み、生きる力を身につけるためには何よりも食が重要だとされました。学校における食育の推進は、心身の健康、社会性や感謝の心を培うこと、また食文化の観点からも重要だとされています。

しかしながら、厚生労働省の2015年の統計によれば、7人に1人が子供の貧困状態にあると発表されています。当町では、この貧困率をもっと高いのではないかとおられますが、その数値がありましたらお示してください。

今全国で学校給食費の助成が広がり始めています。総務常任委員会で昨年9月に宮城県七ヶ宿町へ行政視察に行ってきました。七ヶ宿町では、平成27年度から七ヶ宿町子育て支援制度の子育て世帯応援事業の一つとして給食費助成を行っており、平成27年度は給食費の半額を助成、平成28年度からは給食費の無償化を開始しました。そして、よくよく資料を見ると、平成21年度から1食当たり小学校20円、中学校25円を助成していました。

県内では、九戸村、雫石町で半額を助成しており、また一戸町では1食当たり26円を助成しています。当町でも町産短角牛肉の単価をキロ3,500円とし、市場価格との差額を援助しておりますが、できるところから始めるということで、一步踏み込んで1食当たり小学校20円、中学校25円の助成を始める考えはないか、教育長の所見を伺います。

最後に、教員の事務負担軽減も含めて、学校給食費の公会計化を進めるべきと考えますが、教育長の所見を伺います。

以上で本席からの質問を終わります。

○議長（加藤久民君） 中居町長、答弁願います。はい、どうぞ。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 6番、林崎竟次郎議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず初めに、台風豪雨災害で被災された方々の住宅再建についてであります。昨年9月から住宅金融支援機構を初め、岩手県や岩手弁護士会等から協力を得て、被災をされた方々の総合的な相談の場所としての住宅再建相談会を、各支所を巡回しながら毎月開催し、これまで69名の方々のご相談を受けてまいりました。被災をされました方々が抱える課題は多岐にわたっており、それぞれの専門分野の相談員が個々の現状に合わせた支援策を提言しながら、悩みや課題を一つ一つ取り除き、解決に向けた支援を行っているところであります。

相談会につきましては、開催回数や対応人員の見直しを図りながら、相談の受けやすい環境を構築するとともに、戸別訪問による相談も実施をしながら、被災された方々の状況に合わせた相談対応に努めてまいり所存でございます。

また、補修に対する支援金の拡充についてであります。本町では国の加算支援金とは別に、補修世帯に対して100万円を上限とした独自の補助金制度を設け、住宅再建の支援を行ってきたところであります。

今回の災害につきましては、議員ご案内のとおり、本町における被災世帯数が多く、国からの東日本大震災と同様の財源措置もないため、町の一般財源のみでの対応となっているところであり、補修による住宅再建につきましては、既に290世帯が加算支援金を申請済みであり、今後申請が見込まれる世帯数は31世帯となっており、既に再建が完了している世帯との公平性の観点からも、現段階以上の補助金の拡大は難しいものと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、公営住宅の家賃の減免についてでございますが、議員ご案内のように、県が管理しております県営住宅におきましては、収入が著しく低額で、家賃の支払い能力が失われている場合等において、毎年の減免承認申請によって審査の上、減免を行える制度となっており、おおむね生活保護基準以下の収入の世帯が対象となっております。

これまで本町では、一般の公営住宅の家賃は個々の収入に応じた家賃とし、東日本大震災の災害公営住宅ではさらに減免を実施してきたところでありますが、台風豪雨災害の災害公営住宅につきましても現在家賃決定に向け、詳細を詰めている段階であります。

今後におきましても、東日本大震災、台風豪雨災害の災害公営住宅及び一般の町営住宅の家賃減免につきましては、町の持続可能な財政運営にも配慮しながら、公平、平等な形で低所得世帯の方々が安心して生活できるような制度設計に努めてまいりたいと、このように考えております。

以上で答弁を終わります。後段の質問につきましては、教育長から答弁をいたさせます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（加藤久民君） それでは、三上教育長、答弁願います。はい、どうぞ。

〔教育長 三上 潤君登壇〕

○教育長（三上 潤君） 6番、林崎竟次郎議員のご質問にお答えをいたします。

給食費についてでございますが、学校給食は食材費分を給食費として保護者から負担願うこと

となっております、経済的な理由で負担が難しい家庭に対しましては、就学援助制度の適用により無償となっているところであります。

議員ご質問の子供の貧困という観点から数値を捉えたものはございませんが、現状を把握する上での数値として、平成30年度当初において児童生徒の19.5%に当たる102人が要保護及び準要保護児童生徒となっているところであります。

また、県内市町村における給食費の助成の状況につきましては、本年度の調査では無償化の市町村はなく、一部助成は5町村、食材料に対する公費負担措置は本町を含め9市町が行っている状況となっております。現行では、食材費を原価とする仕組みであることから、材料費が値上がりする昨今におきましては、給食費は見直しの検討を要する状況でもあるため、県内の動向等を注視しながら慎重に対応していきたいと、そのように考えております。

次に、給食費の公会計化につきましては、国での教員の働き方に関する改革論議が本格化する中、学校が担うべき業務の明確化の検討として給食費の徴収などの業務が挙げられていることから、メリット、デメリットを整理の上、学校と連携、協議しながら、教員の負担軽減と給食関係事務の効率化が図られるよう検討してまいりたいと、そのように考えておりますので、ご理解をお願い申し上げたいと思います。

以上で答弁を終わります。

○議長（加藤久民君） 6番、再質問はございませんか。はい、どうぞ。

○6番（林崎寛次郎君） まず1点目に、補修の加算支援金の関係ですが、今現在補修が残っているのが31世帯ということでした。私の説明足らずでしたが、質問はこれまで補修が完了している方にさかのぼっての補修の加算支援金の支援、そういうことでした。この点についてはどうでしょうか。

○議長（加藤久民君） それでは、答弁させます。

田鎖保健福祉課長、どうぞ。

○保健福祉課長（田鎖英明君） お答えいたします。

補修に限らずでございますけれども、やはり一番は財源というところで、金額の設定を当初からしたところではございます。ですので、現在これからさかのぼってということでありまして、財源の確保等々、またその方々への混乱も生じるのではないかなというふうなことで考えておりますので、現行どおりの制度をもってして、この補修加算金については進めさせていただきたい

と考えております。よろしく申し上げます。

○議長（加藤久民君） 6番、どうぞ。

○6番（林崎寛次郎君） 最初の予算化したときには、購入、建築のほうの数がいっぱいだったわけですね。そういうことで、予算としては十分にとっているわけなのですが、それなのに補修のほうが多くなって、予算の関係でいけば数値的には残っているわけなのですが、その有効な活用ということなのですが、その点についてはどうでしょう。

○議長（加藤久民君） 田鎖保健福祉課長、どうぞ。

○保健福祉課長（田鎖英明君） 現在住宅再建相談会のほうにつきましても、69名の方からのいろいろな相談事を受けてはございますが、住宅資金についての相談48件、あとは公的支援制度についての48件ということで、相談の中には支援策というふうなこともあるかとは思いますが、現段階におきましては財政的な面もさらに、あとは既存の規定で取り組みました制度を有効に活用していただくというふうな点からも、加算というふうなことにつきましては、今現在のところ検討はしていないところでございます。ご理解をお願いいたします。

○議長（加藤久民君） 6番、どうぞ。

○6番（林崎寛次郎君） 公営住宅の家賃の減免の関係ですが、岩手日報の3月13日付ですが、災害公営住宅の家賃の問題が報道されました。その中では、岩泉町と山田町、この2つの町は独自の家賃減免制度はつくっていないが、県やその他の市町村は独自の家賃減免制度をつくっていると、こういうふうな報道がありました。この点は非常に大事なところだと思いますので、この点についてはどう思うのですか。

○議長（加藤久民君） それでは、答弁させます。

佐々木地域整備課長、どうぞ。

○地域整備課長兼復興課長（佐々木 真君） 今の議員のご質問でございますが、まず岩手日報の記事の関係でございます。私ども岩泉町でも条例、規則の中で、町営住宅の部分では家賃の減免ができるということにはなっております。ただ、岩手日報の記事の部分でいきますと、県は県営住宅の部分その規則の中に、明確に金額によってこういう減免をしますというのを別途定めているというものでございまして、岩泉町ではその別途定めている部分がないという部分で、それはありませんという意図での記事でございました。

今回のその記事はそういうことで、町でも家賃の減免につきましては、例えば病気で家賃が払

えなくなったとか、働けなくなったとか、そういう場合にはそういう申請を受けまして、それを審査してやることはできるというふうになっております。

以上でございます。

○議長（加藤久民君） 6番、どうぞ。

○6番（林崎竟次郎君） 県営住宅がない、そういうふうな町村あります、いっぱい。でも、そういうふうな町村の中でも県と同じようにやっていると、そういうふうに表明しているのですが、岩泉町が、当町が何でそういうふうな形になれないのか、その点についてお願いします。

○議長（加藤久民君） 佐々木地域整備課長、どうぞ。

○地域整備課長兼復興課長（佐々木 真君） 確かに県営住宅は、本町にはございません。宮古市の件も例として出されておりますけれども、宮古市は県営住宅がありまして、それに今回の東日本大震災で被災した災害公営住宅もあって、そういった減免策の中でやっていると。

本町が違いますのは、今回台風10号災害で、東日本大震災で建設した災害公営住宅以上の公営住宅が今回出ます。先ほど町長の答弁にもございましたが、町のこれからの継続していく財政運営という部分を考えてときに、これは非常に難しい問題になってまいります。ただ、我々も被災者の方々が住宅をなくされて、そういった住まいをこれから検討するというの中では、やっぱり家賃の部分もいろいろ出てくるのだろうなど。ここにつきましては、全員協議会のほうでも今の検討状況はご説明させていただきますけれども、町としては財政運営という部分も含めながら真剣に考えさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（加藤久民君） 6番、どうぞ。

○6番（林崎竟次郎君） 県としても市町村に自由に使える交付金というものを出しているのですが、岩泉町でも県と同じようにやっていたら、そういうふうな自由に使える交付金の対象にもなると思いますので、そこのところはしっかり考えてほしいと思います。

それから、給食費の関係ですが、当町では子供の貧困ということで、切り上げれば5人に1人が子供の貧困というような感じなのですが、答弁の中では就学援助費が出ているので間に合う、十分なのではないかというような、そういう感じの答弁でした。大事になってくるのが就学援助費の捕捉率というのかな、捕捉率。対象にはなっているけれども、手続をやっていないから就学援助費をいただけていないと。この捕捉率が当町では十分に高いというわけでもないと思います

ので、就学援助費を出しているから給食費の助成のことについては考えなくてもいいというよう
な形にはならないと思いますが、その点についてはどうでしょう。

○議長（加藤久民君） 馬場教育次長、どうぞ。

○教育次長（馬場 修君） それでは、お答えをさせていただきます。

議員のほうから子供の貧困率7人に1人ということでお話があって、今町の数字をお答えしま
して、5人に1人というふうな話になりました。これは、うちのほうで貧困率という数字を持ち
得ていないので、それにかわる指標ということでお示しをさせていただいたということでご理解
をいただきたいと思います。

あと就学援助の把握につきましては、各学校を通じまして、全ての児童生徒からそういったも
のを照会して、該当する方からはいただいているというふうな状況となっておりますので、よろ
しくをお願いします。

○議長（加藤久民君） 6番、どうぞ。

○6番（林崎寛次郎君） 最後になりますが、就学援助費の関係では学校に任せているようですが、
説明会とかそういうふうなものなんかはやっているのでしょうか。どうでしょう。

○議長（加藤久民君） 馬場教育次長、どうぞ。

○教育次長（馬場 修君） 議員からお話があった学校に任せているということではなくて、これ
も事務局と学校とが連携をして、該当する時期に該当者の方、児童生徒の皆さんにお知らせをし
ているということになっておりますので、ご理解をお願いします。

○議長（加藤久民君） これで6番、林崎寛次郎君の質問を終わります。

次に、13番、野館泰喜君、はい、どうぞ。

[13番 野館泰喜君登壇]

○13番（野館泰喜君） 13番、野館泰喜でございます。通告に基づきまして一般質問を行います。

台風10号災害から1年と9カ月が経過しました。災害復旧事業は発注率90%を超え、順調に推
移していると認識しております。進めば進むほどに、日がたてばたつほどに復旧後の本町の懸念
材料に意識が支配されつつある状況が生まれてきております。本日は、復旧後の本町の課題につ
きまして、中居町長に3点の質問をいたします。

まず1点目は、小川、門地区の整備についてであります。台風災害までは、小川地区複合施設
の整備は実施計画策定の直前段階まで来ておりました。しかし、現在復旧、復興最優先の状況の

中で先延ばしとなっております。果たしてこの事業はどこまで先延ばしになるのか、その見通しをお示しください。

さらに、平成32年4月開校予定の小川地区新小学校とあわせ、小川の中心地、門地区の雰囲気は一新するものと思っております。かつて隆盛を誇ったこの地域も衰退の一途をたどっているということは言うまでもありませんが、この先の小川地区の中心地の変貌は、地域住民に大きな活力と希望を与えてくれるものと信じております。この際、その希望をより増幅させる手だてとして、中居町政のサブライズ事業を張りつけていただけないものでしょうか。それは、こがわこども園から小川中学校までの区間にロードヒーティングを敷設するというものであります。

ご承知のことと思いますが、冬期間の路面状況の悪さは町内きってのものがあります。商店街と太陽の角度が最悪であり、最善の除雪作業をもってしても、でこぼこ氷の路面は恒例となっております。さらに、住民の高齢化によって排雪作業が手薄になっており、その状況が年々悪化しているのではないのでしょうか。この際、ランニングコストを抑えた新方式のロードヒーティングシステムの敷設を検討するべきと考えますが、いかがでしょうか。中居町長のご見解を伺います。

次に、岩泉きこの産業の資本注入であります。去る5月18日に議員と第三セクターとの意見交換会を開催いたしました。その中で気になったことがあります。岩泉きこの産業の苦戦であります。営業収支で見ると、平成29年度は4,600万円の赤字計上であります。昨今の状況は、中国産の買い控えを教訓として、日本国内に中国資本の栽培工場が建設され、中国産菌床を輸入し、中国人労働者で生産するという形態で国内産シイタケが出回っております。これが価格の下方誘因となって、原発事故以来上がり続けてきた市場に歯どめをかけました。さらに、創業21年を経過し、設備機器の修繕が重くなってきております。

岩泉きこの産業は、150人を超える雇用を担い、本町にとってなくてはならない事業所となっております。将来ともに存立し続けるために、今手を打たなければなりません。思い切った資本注入で設備の更新、新設を計画するべき時期に来ているのではないのでしょうか。事業において20年という歳月は、まさにその時期そのものであります。さらに、市場競争力向上の観点から、現在の日量3トンから5トン以上を目指すべきであります。その際、150人で3トンということは、5トンだと250人が必要になりますが、省力機器の導入によって200人で5トン以上の生産が可能だと思います。

平成31年3月で浅内小学校と二升石小学校が開校となります。この2校の体育館を近代的省力

栽培工場に変身させることによって、市場競争力と生産効率の向上を果たし、永続可能な岩泉きこの産業がでか上がります。廃校舎の有効利用の観点からも早急に進めるべきと考えますが、町長のご見解を伺います。

最後に、3点目として子育て支援条例の制定について伺います。本町では、さまざまな子育て支援策を打ち出し、決して他の市町村に劣るとは思っておりません。出産祝金、子育て応援住宅、医療費の助成等、それぞれが条例化されております。しかし、内外に対する訴求力が弱いという印象は否めないのではないのでしょうか。

この際、あらゆる支援策を一本化して、さらに町民アンケート等で入手した項目、施策等を付加して、憲章的な文言、町民として子供に対する思いや姿勢等も加味した岩泉町子育て支援条例を制定すべきと考えますが、いかがでしょうか。

現在の年間出生者数は50人くらいと認識しておりますが、10年後はどうでしょうか。岩泉高校の存続は大丈夫でしょうか。あのときにやっておけばよかったというときが来ると思います。

内外への訴求力を意識して、前例のないレベルの条例制定ができれば、思わぬ効果を導き出ししてくれるのではないのでしょうか。付加する施策として、例えば第3子以降は100万円の支援金。ただし、一時金ではなく、誕生時、小学校入学時、中学校入学時、高校入学時等に分けて支給することによって、財政負担の緩和と受益者の子育て意識の醸成にもつながると思います。

それから、全国的に問題となっております議員のなり手不足の解消のため、高校生までの子供がいる議員には、1子につき月額5万円を支給するというのはいかがでしょうか。これまで数多くの議員と語る会を開催しておりますが、議員になってくれればと思われる若い人も少なくありません。ただ、現在の議員報酬だけでは子育てが困難という現実があります。本町の将来を担う若い方々に議席を獲得していただくために、こんな思い切った施策が必要な時代に突入しております。これは、全国でも例がありません。このようなアイデアを広く収集して、オリジナリティー満載の岩泉町子育て支援条例の制定を切に願うものであります。町長の思いを伺います。

以上で本席からの質問を終わります。

○議長（加藤久民君） 中居町長、答弁願います。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 13番、野館泰喜議員のご質問にお答えを申し上げます。

初めに、小川、門地区の整備についてであります。小川地区複合施設の整備につきましては、

いよいよ地域のご意見を賜りながら、建物のデザインを進めていこうとしたやさきでの台風豪雨災害の発災でありました。このため、施設の基本設計の道半ばではありましたが、災害の復旧、復興を最優先に進め、一刻も早く町を立て直すことに専念することとし、現在に至っているところであります。

現段階では、災害の復旧、復興に多額の町単独費が費やされ、財源等の問題から設計再開の見通しが立たない状況ではありますが、被災をした役場安家支所周辺の公共施設の再配置、整備を最優先の課題としておりますので、その後において小川地区の複合施設の整備計画再開につきましてもめどを立ててまいりたいと、このように考えております。

また、こがわこども園から小川中学校までの町道へのロードヒーティングの敷設についてであります。議員ご案内のように門地区の商店街は日陰であることなどから、積雪時は凍結により車両や歩行者の皆様の通行に大変不便をおかけしている状況がございます。

これまでも積雪時においては、適切な除雪作業を実施はしてきておると思っておりますが、門地区では商店街の町道両側に排雪場所がないことや雪を捨てる流雪溝もないこと、さらには住民の皆様の高齢化等により、個々の除雪作業が追いつかないことなども影響し、凍結路面が長く続く状況となっているところでございます。

議員ご提案のロードヒーティングにつきましては、一つの解決方法であろうかとは思いますが、町内では国道455号の済生会岩泉病院前の約200メートルの区間にロードヒーティングが敷設をされており、工事発注者及び施設管理を行っております岩手県沿岸広域振興局土木部岩泉土木センターに伺ったところ、22年前の平成8年に施行をしております。当時で工事費が約3億円、県の単独事業であったことから、その全額を県が負担し、毎年約700万円の維持管理費についても県が単独で負担していると伺っております。このことから、イニシャルコスト、ランニングコストともに高額であり、特にもランニングコストにつきましては、将来にわたり長く続くことから、費用負担が余りにも大きく、事業実施は非常に難しいものと考えております。

しかしながら、この問題をそのまま放置することなく、ローコストでできる新しい除排雪のシステムについて研究をしながら、ことしの除雪に向けては、まず除雪作業の改善、工夫によって積雪時における除雪作業を効率的に行う準備を進め、住民の皆様の安全、安心のために努力をしまいたいと、このように考えておりますので、何とぞご理解を賜りますようお願いを申し上げます。このように思います。

次に、株式会社岩泉きのこ産業への資本注入についてでございますが、中国産の安価な菌床ほだの導入による国内工場での大量生産により、市場への過剰供給を原因とする市場価格の下落が大きな要因の一つとなり、さらには同社の人件費、光熱費、修繕費を主とする製造原価の上昇等が要因となり、同社の平成29年度における決算におきましては営業損失の計上が生じた、このように伺っております。

同社は、県内の菌床シイタケ生産量の約23%を占めており、雇用の場の確保、町内への定住化促進を目指す本町において重要な役割を担っている企業でありますことから、町といたしましても状況確認を行っておりますが、先般持ち株会社である岩泉ホールディングス株式会社におきまして、グループ会社4社の経営向上を目的としたワーキンググループを設立し、経営分析による改善計画の策定を行うところであると、このように伺っております。

議員ご指摘の廃校舎を有効活用した新工場整備も一つの方策ではありますが、会社の経営はみずから策定する経営改善計画に基づく自助努力が基本であると考えておりますことから、ワーキンググループの検討内容も踏まえながら、町といたしましても支援の必要性の判断は今後見きわめてまいりたいと、このように考えております。

最後に、子育て支援条例の制定についてであります。近年少子化、子供の貧困、児童虐待等、子供を取り巻くさまざまな問題が生じており、子供が安心して健やかに成長するための環境をつくり上げていくことが求められているところであります。

町といたしましても、子供は町の将来を築くかけがえのない存在であり、子供の健やかな成長と子育て世帯を支えていくことは、子供自身や保護者のみならず、地域社会にとっても重要なことであると認識しているところであり、町に元気な子供たちの姿があふれ、町に長く住んでいただくことが町の発展につながっていくものであると考えております。

議員ご案内のとおり、町ではこれまでも出産祝金、子育て応援住宅、医療費の助成、就学援助等、それぞれの部署において取り組みを実施しているところでありますが、今後庁内機関の連携による協議、子ども・子育て会議の議論を通じて、さらには平成32年度の岩泉町子ども・子育て支援事業計画の改定に向け、今年度予定している住民ニーズ調査の結果を踏まえながら、新規事業の実効性や効果、実施中の事業の検証等を行うこととしており、必要に応じてまいご提案を賜りました条例の制定等につきましては、今後調査研究をしてまいりたいと、このように考えているところでございます。

以上で答弁を終わります。よろしくご理解のほどお願いを申し上げます。

○議長（加藤久民君） 13番、再質問はありますか。はい、どうぞ。

○13番（野館泰喜君） まず最初に、門地区の関係でお聞きしたいのですが、答弁からは、順番としてまず安家支所の整備を優先するということでもあります。そして、その後小川の施設に入っていくということではありますが、何しろ高齢化が進んでいる現状の中で、見通しというのが非常に住民にとって大事な部分でありまして、そこで安家支所の整備というのはどの辺に捉えているのかをまずお聞かせいただきたいと思います。年数。

○議長（加藤久民君） それでは、答弁させます。

三浦政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（三浦英二君） 安家地区の施設につきましては、被災した公共施設、これらを一体的、効率的に集めて、まさに使い勝手を考えながら、住民の利便性を優先したような施設ということで、関係各課で検討しておるところでございますが、何せ河川改修のラインですとか適当な用地の見定めがまだ困難だったものですから、それらを含めておのおのの担当で検討しておりましたが、どうやら施設の用地のほうも見通しが立ってまいりそうだということになっておりましたので、この議会後に具体の施設の内容、中身につきまして検討は始めると。検討というか、深めると、絞り込みに入るということで、今段取りを進めております。基本計画、詳細設計、それから建設、建築というふうに進んでいくわけでございますので、遅滞なく河川改良の状況を見ながら進めていくということになると思っております。

○議長（加藤久民君） 13番、どうぞ。

○13番（野館泰喜君） 先ほど申し上げましたが、結果的に守られなかったとしても、年数を表示していただくことが非常に住民にとってはありがたいことだと思います。そして、結果として、こうこう、こういう理由があつて実はおくれたのだということがあつてもいたし方ない、非常事態でありますから。ただ、できれば安家支所の整備は、何年何月ごろには終わりますよということとはご答弁いただけないのでしょうか。

○議長（加藤久民君） それでは、三浦政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（三浦英二君） 財源の問題もございまして、明確な年度の完成を目指してということは、現時点ではお答えはできかねますけれども、これからまとめの検討に入りますので、その辺のことにつきましては復興課、地域整備課とも詰めながら進めることになっておりますので、

近々にはその辺も明確にお示しできるというふうに思っております。

○議長（加藤久民君） 13番、どうぞ。

○13番（野館泰喜君） 肝心なことをお聞きしたいと思います。やはりこれほどの災害の復旧、復興、大変なことになっているわけです。そして、今また安家支所の財源についても大変な思いの中でのいるわけです。そうすると、住民として率直に思うのは、小川地区の複合施設は本当にできるのですかという素朴な質問が湧いてまいります。財源がこのままいった先に非常に厳しくなると、実は小川地区は諦めますという選択肢も内々あるのかどうか、そこはいかがでしょうか。

○議長（加藤久民君） それでは、やはりこれ政治判断が必要なので、末村副町長、答弁願います。

○副町長（末村祐子君） 答弁申し上げます。

議員ご質問の施設につきましても、時期が参りましたら、しかるべき時期において十分に判断をし、実施をしてまいるといのが現時点における行政当局のほうの姿勢でございます。

答弁を終わらせていただきます。

○議長（加藤久民君） 13番、どうぞ。

○13番（野館泰喜君） ありがとうございます。それを聞いてとりあえずは安心して、次の質問をしたいと思います。

ロードヒーティングについてですが、455号のロードヒーティングの場合にはオイルヒーティングという方式をとっているかと思えます。したがって、イニシャルコスト、ランニングコストともに、これは膨大な費用がかかることは明確であります。それで、ぜひとも研究していただきたいのは、地下水をくみ上げて1メートルスパンのパイプに流すと、それに地下水を循環させるということで、もしかしたら効果は得られるかなという思いを個人的には思っておりますが、そういう研究を今後していただくことはできますでしょうか。

○議長（加藤久民君） 佐々木地域整備課長、どうぞ。

○地域整備課長兼復興課長（佐々木 真君） 今議員のお話がありましたように、そのの済生会岩泉病院前の坂につきましては、そういったオイルを使いながら燃料をたいて、そして水を循環させるというようなシステムでございます。

現在では地下水をくみ上げて、それを循環させているシステムもございます。この辺につきましては、町長答弁にもありましたように、ローコストな部分での新しい方法ということも含めて研究はさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（加藤久民君） 13番、どうぞ。

○13番（野館泰喜君） 研究を継続していただくにしても、ことしも半年もすればまた雪が参ります。そこで、喫緊の対応として何かお考えはありませんでしょうか。この一般質問を経過して何も変わらなかったというのでは、ここに立っている意味がございませんので、前向きなご答弁をお願いいたします。

○議長（加藤久民君） 佐々木地域整備課長、どうぞ。

○地域整備課長兼復興課長（佐々木 真君） 先ほどローコストな部分での新しい方法を考えるという部分は、財源の部分もございまして、これはかなり時間のかかることとございまして、ではことしの冬にやりますということは全く言えません。

今回議員のほうから除雪のことで、いろいろとこういうふうにご意見をいただきましたので、ことしの冬に向けましては、まだ時間がこの議会の後ありますので、1つは、今の考えとしましては、この改善という部分で小川の門地区の雪を早急に除排雪できれば、これは凍結しないということとございまして、巡回するルート、あと例えばですけれども、重機をその門地区に置いて、オペレーターを探して、最初に門のところを対応できるというふうなことができないかという部分も、まだ時間がございまして、そこを対応しながら、何とかことしの冬には今までのご苦労が少しでも和らぐような形でやっていきたいというふうにご意見を伺っております。

以上です。

○議長（加藤久民君） 13番、どうぞ。

○13番（野館泰喜君） ありがとうございます。明確なご答弁をいただきまして、次の質問をしたいと思います。

次に、きのこ産業の関係の再質問をしたいと思います。答弁の中で基本的に会社のほうでみずから策定する経営改善計画に基づいた自助努力が基本であるという、全くそのとおりだと思います。

そこで、私、今回この質問を取り上げたのは、7番議員が廃校の活用についてということで本日一般質問をしております。全国で見ると、これほど空き校舎がありながら、これほど活用していない町はございません。そのぐらい深刻な意識を持って空き校舎の活用策に取り組んでいただきたいとの思いであります。したがって、きのこ産業側から、経営側から頼まれるのではな

くて、何とか岩泉町として二升石小学校の体育館と浅内小学校の体育館を使っただけませんかというアプローチを期待するものでありますが、いかがでしょうか。

○議長（加藤久民君） 三浦政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（三浦英二君） ただいまのご提言につきましては、ぜひ参考にさせていただきますして検討させていただきます。

○議長（加藤久民君） 13番、どうぞ。

○13番（野館泰喜君） その際は、当然そのままでは使えないわけで、したがって当然一定の資金もかかります。そういったことをぜひとも何かいい補助等があるかないか、その辺も含めまして、何とか前向きに進めることがほかの空き校舎の活用にも必ずつながってくるものだと思いますので、よろしく願いをいたします。何か町長が答弁したそうだから、町長答弁をお願いします。

○議長（加藤久民君） それでは、町長のほうから反論ではなくて反問ですね。反論ではなくて反問。

〔「反論」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） も含めて。では、お願いします。

○町長（中居健一君） 今私のほうからも答弁をさせていただきましたが、そうでなくて町のほうからということもございます。これは、当然第三セクターの趣旨、目的からいって岩泉町の産業の振興、雇用の創出ということではございます。そういう大きい目的の中で、我々は第三セクターを設立してきたわけでありまして。

ただ、そうはいつでも今回の収支の状況を見た場合に、現場には現場のそういう役職についている方々もおられるわけでありまして。では、その現場の皆さんがこれまでの間、台風災害もございましたが、どういう形でどういう工夫をして、業績の向上のためにどういうことをしてきたのかということについては、私は一切そういう部分については、個々具体的に詳細にわたって報告は受けていない。

そういうことでありますから、ですから今ワーキングチームをつくる、そしてきのこ産業のさまざまな課題について、きのこ産業の責任ある方から、やっぱりしかるべき時期には町に対してこういう問題があった、こういう営業努力の不足があったかどうかわかりませんが、そういう経営の責任者としてのきちっとした、我々に対してそういう説明があつてしかるべきだろうと、そ

う思っております。

それから、今おっしゃいました体育館の活用についても、当然先ほどの7番議員の質問にもございましたが、町は町で今これらの校舎については、どういう形でこれを有効活用するかということについては、真剣に今庁内で組織をつくって対応する、これを有効活用する方策については、遅きに失した感もありますが、今取り組んでいるところでありますが、ただ、今委員おっしゃったとおり、これを町のほうからそういう提案するのもいいのですが、これだけの状況の中において、会社側からきちっとした形の中で、こういう遊休施設についても活用することによって業績を改善したいと、そういう提案なり要望なり要請が町にあってしかるべきだと、私はそう思っておりますので、これ以上長くは言いませんが、そういう思いもありますので、一言伝えておきたいなと思っておりますので、ご理解を賜りたいと、このように思います。

○議長（加藤久民君） 13番、どうぞ。

○13番（野館泰喜君） 町長じきじきのご答弁ありがとうございます。全くそのとおりだと思います。そして、また町側の論理も先ほど申し上げたことで、その部分もぜひとも意識していただきたいと思っておりますので、いずれよろしく願いをいたします。

それでは、次の子育て支援条例の部分ですが、現在数本の条例で子育て支援をしておるわけですが、これが1本にならないことのネックというのは何があるのかをお示してください。

○議長（加藤久民君） それでは、法律の問題ですので、應家総務課長、どうぞ。

○総務課長（應家義政君） 個々の条例につきましては、その目的に沿って条例を設置して現在進めておりますので、現段階でのこれがばらばらである課題等についてはないものと認識しております。

○議長（加藤久民君） 13番、どうぞ。

○13番（野館泰喜君） 答弁の中で、平成32年度の岩泉町子ども・子育て支援事業計画の改定に向けて研究していくということがありますが、この支援条例の一本化に向けて動くという意思はありでしょうか。

○議長（加藤久民君） 應家総務課長、どうぞ。

○総務課長（應家義政君） それも含めてこれから研究をしてみたいなと考えてございますけれども、多分一本化した部分であれば、町外、外に対してのアピールだと思います。議員からさまざまなアイデア等々もいただいておりますけれども、これは目的に沿って個々

本ずつ条例化しても何ら問題はないと考えてはございますけれども、やはり一本にする最大のメリットは町内外に対するアピール度なのかなと考えております。

○議長（加藤久民君） 13番、どうぞ。

○13番（野館泰喜君） 最後に、行政には直接関係がないということがあるかもしれませんが、実は今全国で議員のなり手不足という問題が起きております。そんな中で、去年、おとしぐらいには議会をなくして住民総会で二代表制を維持するというような話まで出てきている状況が現在あるわけです。

そこで、私が認識しているのでは、全国で2カ所ぐらいの町村が、実は年齢を区切って、40歳以下とか50歳以下、議員当選時50歳以下の議員には任期中30万円の報酬を支給しますという条例をつくったところもあります。しかし、これはその後、報酬等審査会が各町村にございますから、そこからのクレームが入って、その条例が1年で廃止になって、実際は使われなかったということになっております。事ほどさように子育て世代が議会に出るとするのは、18万円、手取り十七、八万円で子育てはできないというのが現実の実態なのです。

そこで、何としても私は支援条例の中に月額5万円を入れることによって、高校生までの子供2人を抱えている家庭が今の十七、八万円に10万円足されるということで、若い世代が、あるいは若い女性が立候補しようかなという入り口にはなるのではないかなという思いで、この一般質問を書いております。

そこで、実はこれは山崎副町長にお伺いしたいと思いますが、報酬に差をつけるというのは多分法律的に難しいことだと思いますが、例えば町の行政側の条例の中で、子育て支援の側面から月額5万円を1子につきつけるということは可能かどうか。そして、その辺を含めた議員のなり手不足に関して、ほかの情報がありましたらあわせてお願いをいたします。

○議長（加藤久民君） 質問書の中で、子供がいる議員には1子につき月額5万円を支給するというのはいかがでしょうかという質問がございました。その答弁はなかったですか。

○13番（野館泰喜君） ないです。

○議長（加藤久民君） それを含めての話ですか。

○13番（野館泰喜君） はい。

○議長（加藤久民君） それでは、山崎副町長、どうぞ。

○副町長（山崎重信君） 議員のなり手不足に端を発した子育ての手当のご質問だと思いますが、

まず議員ご案内のとおり、地方議会の、とりわけ小規模な自治体の議会のなり手不足というのは全国的に問題になっていて、それに対してどうしていくかということは、これから議論していかなければならないところだと思っております。

岩泉町においても同様の状況が今後出てまいりますので、そこは議員の皆様方、町民の皆様含めて、町としてどういった議会の運営のあり方がいいのか、報酬の問題も含めて議論をこれからしていかなければならない大きな問題だとは思っております。

議員報酬につきましては、たしか長崎県だったと思うのですけれども、50歳以下の方の報酬を上乗せするというふうなことをやろうとしたけれども、お金のために議員になるのかというような批判なんかも出てきて、かえって50歳以下の方が立候補しづらいような雰囲気も出てきたというふうなことで、結局それは実現しなかった、1年だか何年だかでその制度が終わってしまったというふうなことはちょっと伺っておりますが、重要なポイントが2つほどあるかなと思っております。

1つは、まずは町民の皆様がご理解し、ご納得していただけるような形で実現できるかと。手続としては、条例改正によって可能だとは思いますが、報酬等審議会に諮問して、その答申をきちんと尊重して条例提案をするというふうな仕組みになってございますので、まずはそこでご理解いただくことが必要ですし、あと条例化した後でもそういった他県の事例のような批判が出ないように、そういったところでご理解、ご説明を、どうしてそういう報酬の形が必要なのかとか、それによって確かに若手の議員の方が出てくる、なり手不足が解消できるというふうなことをきちんと理論づけて説明してご納得いただけるというふうなプロセスをきちんととっていくということが必要だと思います。

あともう一つは、全国的な問題でありますので、総務省のほうで学識経験者を集めた町村議会のあり方の研究会というようなところで、たしかことしの3月に報告書を出しております、その中で今後の議会の、町村議会のあり方として2つの方向性がそこで示されていまして、1つは定数を少し絞って、絞った上で、いわば専従というか、専従の形で、常勤の形で議員活動に専念していただくと。そのかわり、しっかりと生活給に見合った水準の報酬を支給しますよというふうな、専任、専門的な、集中的にやっていただくというふうな形と、あと逆に議員活動の負担を軽減して、それでサラリーマンをされている方ですとか、子育て中の方ですとか、介護のある方とか、そういった方がいわば兼業のような形で議員活動ができるように、議会も例えば土日とか

夜間に開催するというふうなことも含めて、いろんな幅広い方が参画できるような議会のあり方というのもその中で示されております。そういった議論も含めて、町としてこういった形がいいのかというふうなことは、もどに戻りますけれども、皆様とよく意見交換をしながら研究してまいりたいなというふうに思っております。

○議長（加藤久民君） これで13番、野館泰喜君の質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

◎報告第1号～報告第10号までの上程、報告

○議長（加藤久民君） 日程第5、報告第1号から日程第14、報告第10号までの報告を行います。

報 告 第 1 号

平成29年度岩泉町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてから報告第10号 一般社団法人岩泉農業振興公社の経営状況報告についてまで、順番に報告を求めます。

應家総務課長、はい、どうぞ。

〔総務課長 應家義政君登壇〕

○総務課長（應家義政君） 報告第1号 平成29年度岩泉町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

平成29年度岩泉町一般会計予算の繰越明許費を別紙のとおり繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

平成30年6月6日、岩泉町長、中居健一。

次のページの別紙をごらん願いたいと存じます。一般会計の繰越明許費でございますけれども、4款1項、飲料水共同施設整備事業から10款3項、岩泉球場災害復旧事業まで8事業、翌年度繰越額の総額で56億664万9,000円を繰り越すものでございます。

次に、報告第2号でございます。報告第2号 平成29年度岩泉町簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

平成29年度岩泉町簡易水道特別会計予算の繰越明許費を別紙のとおり繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

平成30年6月6日、岩泉町長、中居健一。

次のページ、別紙をごらん願います。簡易水道特別会計の繰越明許費でございますけれども、

1 款 2 項、小本簡易水道施設整備事業から 2 款 1 項、簡易水道施設災害復旧事業のこの 2 事業でございまして、翌年度繰越額を 1 億 921 万 1,000 円とするものでございます。

次に、報告第 3 号でございます。報告第 3 号 平成 29 年度岩泉町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について。

平成 29 年度岩泉町一般会計予算において、別紙のとおり繰り越したので、地方自治法施行令第 150 条第 3 項の規定により報告する。

平成 30 年 6 月 6 日、岩泉町長、中居健一。

次のページをお開き願います。一般会計事故繰越しでございます。4 款 2 項、災害廃棄物処理事業から 10 款 3 項、伝送路等災害復旧事業まで 6 事業でございます。翌年度の繰越額が 34 億 4,029 万 7,914 円でございます。

事由としましては、道路、河川等の復旧事業との調整によるもの等でございます。

次に、報告第 4 号でございます。平成 29 年度岩泉町簡易水道特別会計事故繰越し繰越計算書の報告について。

平成 29 年度岩泉町簡易水道特別会計予算において、別紙のとおり繰り越したので、地方自治法施行令第 150 条第 3 項の規定により報告する。

平成 30 年 6 月 6 日、岩泉町長、中居健一。

次のページをお開き願います。簡易水道特別会計の事故繰越しでございますけれども、2 款 1 項、簡易水道施設災害復旧事業の 1 事業でございまして、翌年度の繰越額が 4,094 万 6,400 円でございます。

事由としましては、道路災害復旧工事等との調整に不測の日数を要したことによるものでございます。

次に、報告第 5 号でございます。平成 29 年度岩泉町公共下水道事業特別会計事故繰越し繰越計算書の報告について。

平成 29 年度岩泉町公共下水道事業特別会計予算において、別紙のとおり繰り越したので、地方自治法施行令第 150 条第 3 項の規定により報告する。

平成 30 年 6 月 6 日、岩泉町長、中居健一。

次のページをお開き願います。公共下水道事業特別会計の事故繰越しでございますけれども、2 款 1 項、公共下水道施設災害復旧事業の 1 件でございまして、翌年度の繰り越しが 707 万 3,400

円となるものでございます。

事由としましては、道路災害復旧工事等との調整に不測の日数を要したことでございます。

次に、報告第6号でございます。岩泉球場災害復旧（建築）工事の請負変更契約締結の専決処分について。

岩泉球場災害復旧（建築）工事の請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

平成30年6月6日、岩泉町長、中居健一。

次のページ、別紙をお開き願います。専決処分書。岩泉球場災害復旧（建築）工事の請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、次のとおり専決処分する。

平成30年4月25日、岩泉町長、中居健一。

記。1、工事名、岩泉球場災害復旧（建築）工事。

2、工事場所、岩泉町乙茂字乙茂地内。

3、契約金額、変更前請負額1億8,009万6,480円、変更後請負額1億8,108万9,000円、変更による増額99万2,520円。

4、請負者、住所、久慈市新中の橋第4地割35番地の3、氏名、宮城建設株式会社、代表取締役社長、竹田和正。

5、変更理由、本球場外壁塗装の追加等の変更でございます。

次に、報告第7号でございます。岩泉球場災害復旧（電気設備）工事の請負変更契約締結の専決処分について。

岩泉球場災害復旧（電気設備）工事の請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

平成30年6月6日、岩泉町長、中居健一。

次のページをお開き願います。別紙でございます。専決処分書。岩泉球場災害復旧（電気設備）工事の請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、次のとおり専決処分する。

平成30年4月25日、岩泉町長、中居健一。

記。1、工事名、岩泉球場災害復旧（電気設備）工事。

2、工事場所、岩泉町乙茂字乙茂地内。

3、契約金額、変更前請負額5,420万880円、変更後請負額5,188万8,600円、変更による減額231万2,280円。

4、請負者、住所、岩泉町岩泉字太田15番地1、氏名、株式会社奥村電気商会岩泉営業所、所長、三上茂幸。

5、変更理由、モーターサイレン数量の変更。

次に、報告第8号でございます。岩泉球場災害復旧（駐車場及びサブグラウンド）工事の請負変更契約締結の専決処分について。

岩泉球場災害復旧（駐車場及びサブグラウンド）工事の請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

平成30年6月6日、岩泉町長、中居健一。

次のページをお開き願います。別紙でございます。専決処分書。岩泉球場災害復旧（駐車場及びサブグラウンド）工事の請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、次のとおり専決処分する。

平成30年4月25日、岩泉町長、中居健一。

記。1、工事名、岩泉球場災害復旧（駐車場及びサブグラウンド）工事。

2、工事場所、岩泉町乙茂字乙茂地内。

3、契約金額、変更前請負額8,755万3,440円、変更後請負額8,938万1,880円、変更による増額182万8,440円。

4、請負者、住所、岩泉町門字中瀬51番地8、氏名、小野新建設株式会社、代表取締役、小野友寛。

5、変更理由、アスファルト舗装面積及び上層路盤数量等の変更でございます。

次に、報告第9号 岩泉ホールディングス株式会社の経営状況報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、岩泉ホールディングス株式会社の経営状況報告書を提出する。

平成30年6月6日、岩泉町長、中居健一。

次のページをお開き願います。岩泉ホールディングス株式会社におきましては、第3期事業報告書が平成29年4月1日から平成30年3月31日まで、そして第4期の事業計画としまして平成30年4月1日から平成31年3月31日までとなるものでございます。内容につきましては、次の1ページからの記載のとおりとなります。

なお、17ページ、18ページにグループ会社4社の貸借対照表、それから損益計算書を記載しております。

次に、報告第10号でございます。一般社団法人岩泉農業振興公社の経営状況報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、一般社団法人岩泉農業振興公社の経営状況報告書を提出する。

平成30年6月6日、岩泉町長、中居健一。

次のページをお開き願います。岩泉農業振興公社におきましては、第37期事業報告書が平成29年4月1日から平成30年3月31日まで、第38期の事業計画といたしまして平成30年4月1日から平成31年3月31日までとなるものでございます。内容につきましては、次の1ページから記載のとおりとなります。

以上10件の報告でございます。よろしくお願いをいたします。

○議長（加藤久民君） これで報告第1号から報告第10号までの10件全部の報告を終わります。

◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第15、議案第12号 わさび加工施設等建設工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

應家総務課長、はい、どうぞ。

〔総務課長 應家義政君登壇〕

○総務課長（應家義政君） 議案第12号 わさび加工施設等建設工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて。

わさび加工施設等建設工事の請負に関し、次のとおり変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の

規定により、議会の議決を求める。

1、工事名、わさび加工施設等建設工事。

2、工事場所、岩泉町乙茂字乙茂地内。

3、契約金額、当初請負額 4 億1,256万円、変更請負額 4 億2,321万960円、変更による増額1,065万960円。

4、請負者、住所、盛岡市芋田字武道 9 番地95、氏名、株式会社カガヤ、代表取締役、加賀谷 浩一。

平成30年 6 月 6 日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。照明設備等の仕様変更に伴い、請負変更契約を締結しようとするものであります。

次のページ、参考資料をごらん願います。工事期間でございますけれども、平成29年10月13日に着工をいたしまして、平成30年 6 月29日の完成予定に変更となります。

工事概要でございますが、下の変更工事が電気設備工事一式、機械設備工事一式、外構工事が一式となっております。左側の配置図が工事部分でございます、これが外構工事一式分でございます。

裏面でございますが、2 ページ、平面図に赤書きで書いてあるのが照明器具、青の部分が空調設備の部分でございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（加藤久民君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第12号の質疑を行います。質疑はありますか。

5 番、どうぞ。

○5 番（三田地久志君） 照明設備の仕様の変更、なぜ仕様の変更が必要だったのかお伺いします。

○議長（加藤久民君） それでは、答弁させます。

佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） ご答弁申し上げます。

空調設備の変更に関してということですので……

〔「照明」と言う人あり〕

○農林水産課長（佐々木修二君） 済みません。照明設備の変更に関してということですが、照明設備につきましては、カバーつきの照明にという変更が長野の委託業者さんのほうから出てきまし

て、理由につきましてはほこり関係、あとは加工場内の温度の上昇という観点から、カバーつきのものに上げてクリーン度を保ったり、室内温度を保ったりということでのご協議がありましたので、その内容についての仕様変更ということになってございます。

○議長（加藤久民君） 5番、どうぞ。

○5番（三田地久志君） いわゆる衛生上の問題というのであれば、何で最初、設計段階からそういう落とし込みができなかったのか、打ち合わせ不足があったのではないかと、そうしたらこの1,000万円という金額までいかなかったのではないかとというふうな気がするのと、それから温度の上昇というのであれば、蛍光灯ではなくてLEDにすればいいのではないかと単純に思うのです。照明以外に空調、外構があるので単純にはできないけれども、かなり高い照明器具のような気がするのですが、その辺はいかがなのでしょう。なぜ最初から入れ込むことができなかったのか。

○議長（加藤久民君） 佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） 本工事は、当初から高精度の衛生基準を保つということで設計してございます。これについては、ワサビの充填設備が入るということで、加工場内の温度なり、あるいはちり、ほこりの基準がいろいろとあるわけなのですけれども、その基準をクリアするというので当初の段階から検討してまいりました。この内容につきましては、現在委託の指導を受けております長野の業者さんのほうからの指導もあつての内容で進めてございました。

今回照明、あとは空調設備のほうの変更も実はございまして、これについては衛生上の指導観点から、当初LEDということでも設備はつけておりましたけれども、カバーについては今後絶対必要になるという観定の指導がありましたし、あと製造した製品の粒度、ワサビの加工製品の粒度なのですけれども、こちらのほうの粒度を保つための機械が追加で必要になったということが判明しまして、それに伴って室内の温度の上昇もありますことから、冷房設備の増設も必要になったということでございます。

以上でございます。

○議長（加藤久民君） 5番、どうぞ。

○5番（三田地久志君） いずれにしても、後からそういう打ち合わせで指導が入ったというのは、初期段階で打ち合わせをきちんとしていれば何も起きなかったはずなのです。そうすれば、無駄な時間というか、ここでこうやって議論しなくても済んだはずなので、次回から絶対このようなことがないようにお願いをして終わります。

○議長（加藤久民君） 12番、どうぞ。

○12番（三田地泰正君） 私も関連。この案件を見て、その提案理由を見て実はびっくりしたのですが、目に見える建物の中の照明なわけ。これが水中だとか海中だとか土の中の話ならまだわかるのだが、照明器具は目の前にあるわけだ。そして、これは設計の段階で、それでよくて業者が請け負ったわけだ。そして、やっているうちに不都合ということで今度出たことだが、いずれこういうことでは、設計のミスではないわけ。あるいは、当局の瑕疵というか、このまま入札にかけた責任というか、そういうのは全然ないわけですか。設計ミスはなかったのか伺います。

○議長（加藤久民君） 佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） 設計上のミスにつきましては、設計の段階から、実施設計の段階から業者さんのほうからの指導は実際に受けてございました。それをもって設計上に反映させてスタートしておりますが、機械設備のマイクロカッター、これは最終製品の粒度を決める重要な機械なのですけれども、こちらのほうの製品を実際稼働しまして試験した結果、粒度の不足が生じているということが工事の施工中に判明いたしまして、長野の委託業者さんのほうから別途マイクロカッターの追加をしないといけませんという協議を経まして進めておりますので、当初の段階では設計上の問題はなく進めておりましたけれども、業者との協議、製造の試験等を踏まえまして、最終的にはこのように変更増という形になりました。

以上でございます。

○議長（加藤久民君） 12番、どうぞ。

○12番（三田地泰正君） 我々議会は、この見積もりの予算書を出されて、これでよしということで承認した。そして、今来ればこの変更契約で、しかも1,000万円以上の金額です。こういうふうに簡単に、我々が1回認めたのをまた変更契約で、しかも莫大な金額を提示されて、私はおいそれとわかりましたというのは、なかなか心の整理がつかないのが正直なところです。やっぱり設計屋のミスなのであれば謝罪をしてもらい、提出者のそれこそ瑕疵があったのであれば、この場で謝罪のようなことを話してもらわなければ、これでいくと何でもかんでも行政が出したのは議会は通すと思われては、私はこの点については特にも不満です。この点について答弁をお願いします。

○議長（加藤久民君） 佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） 今回の変更契約につきましては1,000万円の増額ということで、

この時期になりましたこと、大変おわび申し上げます。ですが、ワサビの加工につきましては、ワサビ全体事業の取り組みの一つとして重要でありますし、これまでも委託業者さんのほうの指導も受けましてやっておりますので、業者の方のご要望を受けて、当町といたしましてもワサビ全体の新規就農なり、その他生産拡大なりに取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。ご理解のほどよろしくお願ひします。

○議長（加藤久民君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから議案第12号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第12号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第16、議案第13号 一級町道奥岩泉線ほか災害復旧（その2）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

應家総務課長、はい、どうぞ。

〔総務課長 應家義政君登壇〕

○総務課長（應家義政君） 議案第13号 一級町道奥岩泉線ほか災害復旧（その2）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて。

一級町道奥岩泉線ほか災害復旧（その2）工事の請負に関し、次のとおり契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

- 1、工事名、一級町道奥岩泉線ほか災害復旧（その2）工事。
- 2、工事場所、岩泉町門字上救沢地内ほか。
- 3、契約金額、2億4,300万円。
- 4、請負者、住所、岩泉町門字中瀬51番地8、氏名、小野新建設株式会社、代表取締役、小野友寛。

平成30年6月6日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。一級町道奥岩泉線ほか災害復旧（その2）工事の請負契約を締結しようとするものである。

次のページの参考資料をごらん願います。工事期間でございますけれども、平成30年6月9日着工予定、平成31年3月31日完成予定でございます。

工事概要でございますけれども、道路14工区、施工延長、計で958.9メートル、工種、数量は記載のとおりとなっております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（加藤久民君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第13号の質疑を行います。質疑はありますか。

7番、どうぞ。

○7番（坂本 昇君） 前回もお伺いしました。今回もこの請け負った業者が3件とも提案で、合計で6億円になります。前回のご答弁では、法的には建設業法なり問題がないということだったのですが、そうだからといってこれだけの件数と限られた人数の中で工程表を組んだときに着工から完成まで、この時期であれば床掘りは全部済んでいるとか、それからブロックはここまで積み上げていなければならないというのは、書面上は出てくるかと思うのですが、そのチェックというか、各工事ごとの、それは予定どおり進まれているのかどうかお伺いします。

○議長（加藤久民君） 佐々木地域整備課長、どうぞ。

○地域整備課長兼復興課長（佐々木 真君） まずは、法的な部分でいきますと主任技術者等につきましては、新しく採用されている業者もございます。そういった意味では、我々もそこはチェックしておりますので、現場のほうではそういうことで契約上は問題ないと。

あと工事の進捗なのでございますが、ここまで、おかげさまで発注につきましては99%、残りあと3契約というところまで来ております。この3契約につきましては、県事業に付随する分

すので、若干時間はいただくこととなりますが、ほぼ100%までこぎつけておりました。

ここからは、本格的に今年度山場ということになるかと思うのですが、工事の進捗を図らなければならないということで、我々も応援職員、あとは発注者支援で入っていただいておりますURリンケージさん等々も含めながら、あと土振協からも監督補助をいただいております。

現場のほうの工程管理を、今徹底的にその辺をやっております、事業進捗を図るべく、それぞれの工種ごと、工程ごと、契約ごと、全部をチェックしながら、業者とそこを詰めております。今年度かなりのところをはかどらせないと、やはり我々としても今の状況ですと、ペースですとちょっとまずいということで、今その部分について力を入れて進めておりますので、この契約につきましてはこの事業期間内、契約期間内で何とかやりたいというふうに考えておりました。

以上です。

○議長（加藤久民君） 7番、どうぞ。

○7番（坂本 昇君） それを聞いて安心するわけですが、各10件なら10件、20件なら20件の工事を工種ごとに、ぜひ担当の職員さんも含めて管理をお願いしたいと思います。

あとは、全体的な指導になるかと思うのですが、結局地元の方々だけでは工事ができないがゆえに、関東方面とか遠路からも来ていただきながら住んでおられると思います。そうすると、元請の方々がそこまで目を届けていただかないと、結局住んだはいいけれども、地域への、関東方面の生活と田舎の生活とはそもそも違うわけですから、ですので家賃等の滞納も含めて、あとごみの処分というか、岩泉町が通常行っているような生活についても何とか元請さんを通じて徹底していただくような形での指導をお願いしたいと思います、その指導も徹底されているかどうかお願いします。

○議長（加藤久民君） 佐々木地域整備課長、どうぞ。

○地域整備課長兼復興課長（佐々木 真君） 今現在我々のところで行っておりますのがごみの分別、これがやはり地区で問題になっているところ等がございまして、元請の業者を通じましてごみの分別方法等のチラシも配って、下請、孫請まで全てそういうふうな周知をするように、これは徹底しております。これからもまだそういった業者等が入ってくると思いますので、その辺については徹底していきたいと。

あと地区でのトラブル等も若干、これは聞こえてくる分もございませけれども、そういったところも徹底したいと思いますし、今後元請等につきましてはかなりの業者、下請さんが入ってき

ておりますので、トラブルを未然に防ぐような形で、そこは話をしてまいりたいというように思っています。

○議長（加藤久民君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） これで質疑を終わります。

これから議案第13号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第13号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第17、議案第14号 その他町道名目入線ほか災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

應家総務課長、はい、どうぞ。

〔総務課長 應家義政君登壇〕

○総務課長（應家義政君） 議案第14号 その他町道名目入線ほか災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて。

その他町道名目入線ほか災害復旧工事の請負に関し、次のとおり契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

- 1、工事名、その他町道名目入線ほか災害復旧工事。
- 2、工事場所、岩泉町門字日影名目利地内。
- 3、契約金額、5,864万4,000円。

4、請負者、住所、岩泉町門字中瀬51番地8、氏名、小野新建設株式会社、代表取締役、小野友寛。

平成30年6月6日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。その他町道名目入線ほか災害復旧工事の請負契約を締結しようとするものである。

次のページをお開き願います。工事期間でございますが、平成30年6月9日着工予定、平成30年12月11日完成予定でございます。

工事概要でございますけれども、道路が1工区、施工延長で62.0メートル、橋梁が1工区、施工延長が20.6メートル、工種、数量につきましては記載のとおりとなっております。

以上でございます。ご審議のほどよろしく願います。

○議長（加藤久民君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第14号の質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 質疑なしと認めます。

これから議案第14号の討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第14号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第18、議案第15号 林道泉沢線災害復旧工事の請負契約の締結に関し
議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

應家総務課長、はい、どうぞ。

〔総務課長 應家義政君登壇〕

○総務課長（應家義政君） 議案第15号 林道泉沢線災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を
求めることについて。

林道泉沢線災害復旧工事の請負に関し、次のとおり契約を締結するため、地方自治法第96条第
1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に
より、議会の議決を求める。

1、工事名、林道泉沢線災害復旧工事。

2、工事場所、岩泉町袈綿字本町地内。

3、契約金額、3億3,480万円。

4、請負者、住所、岩泉町門字中瀬51番地8、氏名、小野新建設株式会社、代表取締役、小野
友寛。

平成30年6月6日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。林道泉沢線災害復旧工事の請負契約を締結しようとするものである。

次のページをお開き願います。工事期間でございますが、平成30年6月9日着工予定、31年3
月8日完成予定となっております。

工事概要でございますけれども、道路が9工区、施工延長の計で1,804.0メートル、工種、数量
につきましては記載のとおりでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（加藤久民君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第15号について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 質疑なしと認めます。

これから議案第15号の討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第15号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第19、議案第16号 林道沢倉線災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

應家総務課長、はい、どうぞ。

〔総務課長 應家義政君登壇〕

○総務課長（應家義政君） 議案第16号 林道沢倉線災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて。

林道沢倉線災害復旧工事の請負に関し、次のとおり契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

1、工事名、林道沢倉線災害復旧工事。

2、工事場所、岩泉町釜津田字沢口地内ほか。

3、契約金額、8,359万2,000円。

4、請負者、住所、岩泉町岩泉字大館19番地1、氏名、県北緑化株式会社、代表取締役、昆野裕治。

平成30年6月6日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。林道沢倉線災害復旧工事の請負契約を締結しようとするものである。

次のページをお開き願います。工事期間でございますが、平成30年6月9日着工予定、31年2月22日完成予定でございます。

工事概要でございますけれども、道路が5工区、施工延長、計で540.0メートル、工種、数量につきましては記載のとおりとなっております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（加藤久民君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第16号について質疑を行います。質疑はありませんか。

7番、どうぞ。

○7番（坂本 昇君） この路線で、沢倉線とはいっても起点から終点まで2カ所、大川松草線に接しているわけです。そして、前回の議会で、とある議員からも何とかA級だけではなくても、B級にも工事の機会をとというふうなことで提案もあったわけですが、今回こういうふうな形で施工延長が長くて分かれていて、分離発注が可能だというふうな場合には、そういう検討がなされなかったかどうか、いかがでしょう。

○議長（加藤久民君） 佐々木地域整備課長、どうぞ。

○地域整備課長兼復興課長（佐々木 真君） 今回の沢倉線ですけれども、林道の八戸川内線の種倉側のおりていったほうから釜津田のぶるっくさんのほうに出るところまでの全長で約7キロの林道になります。こちらのほうは勾配が急で、あと車が全然通れるような状況では今ありません。ここで、随意契約で県北緑化さんをお願いしているのですけれども、これは今八戸川内線のほうを工事中で、上のほうから押していかないとこれは全然施工ができないということで、検討した上で、これは一本で県北緑化さんのほうに依頼したほうが効率もいいし、早くできるということで、こういった結論でやらせていただいております。

以上です。

○議長（加藤久民君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） これで質疑を終わります。

これから議案第16号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第16号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

◎議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第20、議案第17号 林道上山線災害復旧工事の請負契約の締結に関し

議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

應家総務課長、はい、どうぞ。

[総務課長 應家義政君登壇]

○総務課長（應家義政君） 議案第17号 林道上山線災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて。

林道上山線災害復旧工事の請負に関し、次のとおり契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

1、工事名、林道上山線災害復旧工事。

2、工事場所、岩泉町安家字松ヶ沢地内。

3、契約金額、6,663万6,000円。

4、請負者、住所、岩泉町岩泉字大館19番地1、氏名、県北緑化株式会社、代表取締役、昆野裕治。

平成30年6月6日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。林道上山線災害復旧工事の請負契約を締結しようとするものである。

次のページをごらん願います。工事期間でございますが、平成30年6月9日着工予定で、31年3月8日完成予定でございます。

工事概要でございますけれども、道路1工区でございますして、施工延長が142.0メートル、工種、数量については記載のとおりでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（加藤久民君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第17号について質疑を行います。質疑はありますか。

10番、どうぞ。

○10番（合砂丈司君） ようやく林道の工事が決まったようですが、あの線は民家が1軒、奥にあったと思うのです。今空き家になっていますが、その奥には水道施設があるのです。その手前で林道が途切れていると思うのですが、その施設まで数十メートルなのですが、その施設に行くのに今まで何回も歩いて行って管理していたのですが、その施設まで延長して工事を、災害だから

できないのかどうか、その辺についてお聞きます。

○議長（加藤久民君） 佐々木地域整備課長、どうぞ。

○地域整備課長兼復興課長（佐々木 真君） 林道の災害復旧工事につきましては、町管理林道のみが災害査定、国費の対象となっております。たしか上山線の奥に組合水道があるというのはちょっと伺っておりますけれども、そこにつきましては現地を確認させていただきまして、ここで出る、例えば残土等を利用しながらできるのであれば、それは有効活用という部分でできるかもしれませんので、そこは現地を確認させていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（加藤久民君） 10番、どうぞ。

○10番（合砂丈司君） 林道、最終の今住んでいる民家までが舗装になっているのです。その奥地が砂利道なわけです。歩いていくにも砂利道だと、雨が降るとすぐ穴があく。やっぱりあれ仮舗装でもいいが、そういうような整備の考えはないのかどうか。今の最終民家から奥地の水道の施設までの間をできないかどうかお願ひします。

○議長（加藤久民君） 佐々木地域整備課長、どうぞ。

○地域整備課長兼復興課長（佐々木 真君） それも含めまして、現地のほうを確認しながらご相談させていただきたいと思いますが、よろしくお願ひいたします。

○議長（加藤久民君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） これで質疑を終わります。

これから議案第17号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第17号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

◎議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第21、議案第18号 林道長葛沢線災害復旧工事の請負変更契約の締結
に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

應家総務課長、はい、どうぞ。

〔総務課長 應家義政君登壇〕

○総務課長（應家義政君） 議案第18号 林道長葛沢線災害復旧工事の請負変更契約の締結に関し
議決を求めることについて。

林道長葛沢線災害復旧工事の請負に関し、次のとおり変更契約を締結するため、地方自治法第9
6条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の
規定により、議会の議決を求める。

1、工事名、林道長葛沢線災害復旧工事。

2、工事場所、岩泉町浅内字大沢日蔭地内。

3、契約金額、当初請負額9,072万円、変更請負額6,467万2,560円、変更による減額2,604万7,440
円。

4、請負者、住所、岩泉町門字水上52番地の1、氏名、高德建設株式会社、代表取締役、高橋
清人。

平成30年6月6日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。ブロック積み工の面積の変更に伴い、請負変更契約を締結しようとするものである。

次のページをごらん願います。工事期間でございますけれども、30年4月25日に着工いたしま
して、31年3月5日完成予定でございます。

工事概要でございますけれども、変更数量が、1号箇所はブロック積み工を67平方メートル減、
重力式擁壁工を24立方メートル減、そして2号箇所で大規模ブロック積み工を9平方メートル増に
よるものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（加藤久民君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第18号について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 質疑なしと認めます。

これから議案第18号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第18号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

◎議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第22、議案第19号 財産（動産）の取得に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

應家総務課長、はい、どうぞ。

〔総務課長 應家義政君登壇〕

○総務課長（應家義政君） 議案第19号 財産（動産）の取得に関し議決を求めることについて。

次のとおり財産を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

1、取得する財産、種別、IP告知端末、型式、VP3000、数量、700台、契約金額、2,952万7,200円。

2、取得の方法、買い入れ。

3、契約の相手方、住所、盛岡市中央通1丁目2番2号、氏名、東日本電信電話株式会社岩手支店、支店長、栗田均。

平成30年6月6日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。IP告知システムの運用に必要となることから、新たに買い入れしようとするものである。

次のページをごらん願います。参考資料としまして、IP告知端末の概要について記載をさせていただきます。これは、現在皆様の家庭についておりますぴーちゃんの機械でございます。この機

械が製造中止、2013年9月に一般の販売は中止して、製造も中止してございます。当機は、今後まだぴーちゃんを継続して使っていくということで、平成36年まで使うことにしておりましたので、その更新に係る予備機ということでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いをいたします。

○議長（加藤久民君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第19号について質疑を行います。質疑はありますか。

4番、どうぞ。

○4番（八重樫龍介君） ぴーちゃんの機械の製造を中止したということでの前倒しでの買い入れでございますが、この700台の根拠はどこから来たのかお伺いします。

○議長（加藤久民君） それでは、答弁させます。

三浦政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（三浦英二君） 27年4月からぴーちゃんねつとということで、町民の皆さんにお使いをいただいております。これまで運用をしまして、住民の皆さんからは都度都度、故障をしたですとか、つかなくなったですとか、いろいろお困り事等のご連絡もいただいております。そういった今までの交換なり修理なりをした実績を大体積み上げて、統計的に積み上げた数字、そしてこれを先ほど申しましたとおり、36年度までさらに皆さんからご利用をいただきたいというふうに考えておりますので、年間100台の6年、その辺を基準にいたしまして、当初より予定をしておりました公民館、屯所、これの100台分、これを合計いたしました700台で今回お願いしたいというものでございます。

○議長（加藤久民君） 4番、どうぞ。

○4番（八重樫龍介君） 年100台で6年間という大体的見込みで購入されたということですが、平成36年を過ぎた後の対応はどのようにお考えか、お尋ねいたします。

○議長（加藤久民君） 三浦政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（三浦英二君） 現在のぴーちゃんの仕組み、システムでございますけれども、今議員からご指摘をいただきましたとおり、31年度に一旦保守の期間と申しますか、それが終了をいたしまして、31年度に更新をして、36年度までの次の保守の期間を設定するというので今予定しておるわけでございますが、その後につきましてはこの端末も、これはもちろん一般市販されているものではございませんで、これ専用のものでありますから、製品自体も当然なくな

る、消滅するということになるわけでございます。

その後に、それではどういうふうなシステムを運用するかということにつきましては、今はまだ具体の候補に考えておるようなシステムがあるわけではございませんでして、目覚ましい、今 A I、I T 等々の進歩、進捗がございますので、その辺を見ながら、本町に合ったシステムの構築、こういったものをこの5年間の間に考えていきながら、絞り込んでいくというような今は戦略でございます。

○議長（加藤久民君） 7番、どうぞ。

○7番（坂本 昇君） この2,952万7,000円の財源はどうなっているかお願いします。

○議長（加藤久民君） 三浦政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（三浦英二君） 町単独費でございます。

○議長（加藤久民君） 7番、どうぞ。

○7番（坂本 昇君） 大変だと思いますが、ひとつそれでも町民のためだということだと思えますが、それでこれを700台、今後故障しました、それから転入者が入りましたという工事費関係、設置費の関係は、全部行政のほうで持ってくれるのかどうかというのはいかがですか。

○議長（加藤久民君） 三浦政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（三浦英二君） 当初からそういったことで今取り扱いをさせていただいております。関係業者とは保守契約等もしながら、町民の皆さんのご連絡をいただいた際には都度都度、私どものほうで対応させていただいております。今の時点では、今後におきましても次の更新のときまでこのまま継続をしたいという考えで進めております。

○議長（加藤久民君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） これで質疑を終わります。

これから議案第19号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第19号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

◎議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第23、議案第20号 財産（動産）の取得に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

應家総務課長、はい、どうぞ。

〔総務課長 應家義政君登壇〕

○総務課長（應家義政君） 議案第20号 財産（動産）の取得に関し議決を求めることについて。

次のとおり財産を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

- 1、取得する財産、種別、コンテナ積載車、型式、いすゞフォワード、2PG-FSS90S
- 2、数量、1台、契約金額、1,883万1,960円。
- 2、取得の方法、買い入れ。
- 3、契約の相手方、住所、宮古市田鎖第13地割29番地3、氏名、いすゞ自動車東北株式会社岩手支社宮古営業所、所長、下村義男。

平成30年6月6日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。畜産振興事業の用に供するコンテナ積載車を買い入れしようとするものである。

次のページをごらん願います。コンテナ積載車の概要について記載をしてございますし、次のページの参考資料2、3、4と車両の概略図を掲載してございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（加藤久民君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第20号について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 質疑なしと認めます。

これから議案第20号の討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第20号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

◎議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第24、議案第21号 和解に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

應家総務課長、はい、どうぞ。

〔総務課長 應家義政君登壇〕

○総務課長（應家義政君） 議案第21号 和解に関し議決を求めることについて。

次のとおり和解をするため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

1、和解の相手方、住所、東京都千代田区内幸町一丁目1番3号、氏名、東京電力ホールディングス株式会社、代表者、代表執行役社長、小早川智明。

2、事案の内容、平成23年3月11日に発生した東京電力ホールディングス株式会社原子力発電所事故に起因する放射性物質による影響被害のうち、平成25年度及び平成26年度に係る損害賠償請求に東京電力ホールディングス株式会社が応じないことから、原子力損害賠償紛争解決センターにあっせん申し立てを行ったところ、同センターから和解案の提示があったものである。

3、和解の内容、(1)、相手方は岩泉町に対し、賠償金として270万円の支払い義務を負う。(2)、相手方は(1)の金員を岩泉町に対し、本和解成立後14日以内に一括で支払う。(3)、本和解に定める金額を超える部分について、本和解の効力が及ばず、岩泉町が相手方に対し別途損害賠償請求することを妨げない。(4)、本和解に定める金額に係る遅延損害金について、岩泉町は相手方に対して別途請求しない。(5)、本和解に関する手続費用は、各自の負担とする。

平成30年6月6日提出、岩泉町長、中居健一。

次のページが提案理由でございます。東京電力ホールディングス株式会社原子力発電所事故による損害賠償請求に係る和解をしようとするものでございます。

次のページをお願いします。参考資料でございます。損害賠償請求額及び和解案ということで、損害事項は除染費、牧草地の再生の部分でございます。申し立て額が349万6,761円、和解案が270万円、割合は77.3%となります。摘要としまして相当因果関係を認定ということとなっております。

以上でございます。ご審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（加藤久民君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第21号について質疑を行います。質疑はありますか。

4番、どうぞ。

○4番（八重樫龍介君） 和解案でございますが、今までも何件か和解してまいりました。このほかに紛争中の案件があるかお伺いいたします。

○議長（加藤久民君） 田鎖保健福祉課長、どうぞ。

○保健福祉課長（田鎖英明君） お答えいたします。

平成27年度、28年度におきまして行いました除染費用の件につきまして、平成27年度分、第8次請求といたしまして188万8,410円、28年度、第9次請求といたしまして176万1,725円につきましては、現在請求している最中ではございます。

○議長（加藤久民君） 4番、どうぞ。

○4番（八重樫龍介君） あと2件ということでよろしいですか。和解の見込みはあるのかお伺いします。

○議長（加藤久民君） 田鎖保健福祉課長、どうぞ。

○保健福祉課長（田鎖英明君） お答えいたします。

現在のところ2件ではございますけれども、平成29年度に草地造成をいたしました分がございまして、第10次請求の請求につきましても161万8,352円ほどございまして、こちらも今後ではございますが、請求を予定することとなっております。今までもADRさんのほうの和解のところに頼ってまいりましたが、これからもそちらの和解のほうにつきましては約8割の和解案が妥当なところかと思われておりますので、その見込みはあるものと認識しております。

以上です。

○議長（加藤久民君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） これで質疑を終わります。

これから議案第21号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第21号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

◎議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第25、議案第22号 宮古地区介護認定審査会共同設置規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

應家総務課長、はい、どうぞ。

〔総務課長 應家義政君登壇〕

○総務課長（應家義政君） 議案第22号 宮古地区介護認定審査会共同設置規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて。

宮古市、山田町、岩泉町及び田野畑村が介護保険法第14条の規定により共同で設置する介護認定審査会の規約を変更する協議に関し、地方自治法第252条の7第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求める。

平成30年6月6日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。宮古市、山田町、岩泉町及び田野畑村が共同で設置する介護認定審査会の規約を変更する協議を行うため、議会の議決を求めるものである。

次のページ、別紙をごらん願います。新旧対照表となっております。変更後に審査会の執務場所を宮古市宮町1丁目1番30号とするものでございまして、これは宮古市の庁舎が移転をすると

いうことで、執務場所を変更するものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいいたします。

○議長（加藤久民君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第22号について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 質疑なしと認めます。

これから議案第22号の討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第22号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありますか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

◎議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第26、議案第23号 宮古地区障害支援区分認定審査会共同設置規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

應家総務課長、はい、どうぞ。

〔総務課長 應家義政君登壇〕

○総務課長（應家義政君） 議案第23号 宮古地区障害支援区分認定審査会共同設置規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて。

宮古市、山田町、岩泉町及び田野畑村が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第15条の規定により共同で設置する市町村審査会の規約を変更する協議に関し、地方自治法第252条の7第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求める。

平成30年6月6日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。宮古市、山田町、岩泉町及び田野畑村が共同で設置する市町村審査会の規約を変更する協議を行うため、議会の議決を求めるものである。

次のページをごらん願います。別紙でございますが、先ほどと同じように宮古市庁舎が移転するというに伴いまして、変更後の住所を宮古市宮町1丁目1番30号に変更するものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（加藤久民君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第23号について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 質疑なしと認めます。

これから議案第23号の討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第23号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

◎議案第1号～議案第6号、議案第24号及び議案第7号～議案第11号の

上程、説明、委員会付託

○議長（加藤久民君） 日程第27、議案第1号 岩泉町課設置条例の一部を改正する条例についてから日程第32、議案第6号 岩泉町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、日程第33、議案第24号 町道路線の認定について及び日程第34、議案第7号 平成30年度岩泉町一般会計補正予算（第1号）から日程第38、議案第11号 平成30年度岩泉町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）までの12件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

應家総務課長、はい、どうぞ。

[総務課長 應家義政君登壇]

○総務課長（應家義政君） 議案第1号 岩泉町課設置条例の一部を改正する条例について。

岩泉町課設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成30年6月6日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。危機管理に関する行政事務の円滑かつ迅速な遂行を図るため、この条例を制定しようとするものである。

次に、議案第2号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成30年6月6日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。危機管理に関する行政事務の円滑かつ迅速な遂行を図るため、この条例を制定しようとするものである。

次に、議案第3号 岩泉町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について。

岩泉町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成30年6月6日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令の施行に伴い、所要の整備を図るため、この条例を制定しようとするものである。

次に、議案第4号 岩泉町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について。

岩泉町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成30年6月6日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に

伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令等の施行に伴い、所要の整備を図るため、この条例を制定しようとするものである。

次に、議案第5号でございます。岩泉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

岩泉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成30年6月6日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、所要の整備を図るため、この条例を制定しようとするものである。

次に、議案第6号でございます。岩泉町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

岩泉町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成30年6月6日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の整備を図るため、この条例を制定しようとするものである。

次に、議案第24号でございます。町道路線の認定について。

次のとおり町道に認定するため、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

路線名、東三本松8号線、起点、岩泉町岩泉字三本松9番7地先、終点、岩泉町岩泉字三本松18番3地先。

平成30年6月6日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。集団移転地に整備される道路を住民の利便に供するため、町道に認定しようとするものである。

次に、議案第7号でございます。平成30年度岩泉町一般会計補正予算（第1号）。

平成30年度岩泉町の一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8億6,983万8,

000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ137億2,983万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)、第2条、既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成30年6月6日提出、岩泉町長、中居健一。

次に、議案第8号でございます。平成30年度岩泉町介護保険特別会計補正予算(第1号)。

平成30年度岩泉町の介護保険特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)、第1条、既定の事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ368万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億328万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年6月6日提出、岩泉町長、中居健一。

次に、議案第9号でございます。平成30年度岩泉町簡易水道特別会計補正予算(第1号)。

平成30年度岩泉町の簡易水道特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,167万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億8,657万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)、第2条、既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成30年6月6日提出、岩泉町長、中居健一。

次に、議案第10号でございます。平成30年度岩泉町観光事業特別会計補正予算(第1号)。

平成30年度岩泉町の観光事業特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ96万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,796万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年6月6日提出、岩泉町長、中居健一。

次に、議案第11号でございます。平成30年度岩泉町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)。

平成30年度岩泉町の公共下水道事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,967万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,557万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）、第2条、既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成30年6月6日提出、岩泉町長、中居健一。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（加藤久民君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。議案第1号から議案第6号、議案第24号及び議案第7号から議案第11号までの12件については、議長を除く全員の委員で構成する条例補正予算等審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号から議案第6号、議案第24号及び議案第7号から議案第11号までの12件については、議長を除く全員の委員で構成する条例補正予算等審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（加藤久民君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

（午後 3時40分）

平成30年第2回岩泉町議会定例会会議録（第2号）

招 集 年 月 日	平成30年5月25日					
招 集 の 場 所	岩 泉 町 議 会 議 事 堂					
開会、開議、散会 延会、閉会の日時	開 議	平成30年 6月 8日 午後 4時30分				
	閉 会	平成30年 6月 8日 午後 4時40分				
出席及び欠席議員 出席14人 欠席 0人 (凡例) ○ 出席 × 欠席	議員 番号	氏 名	出欠 の別	議員 番号	氏 名	出欠 の別
	1	畠 山 昌 典	○	9	菊 地 弘 巳	○
	2	畠 山 和 英	○	10	合 砂 丈 司	○
	3	小 松 ひとみ	○	11	畠 山 直 人	○
	4	八重樫 龍 介	○	12	三田地 泰 正	○
	5	三田地 久 志	○	13	野 舘 泰 喜	○
	6	林 崎 竟次郎	○	14	加 藤 久 民	○
	7	坂 本 昇	○			
	8	三田地 和 彦	○			

会議録署名議員	10番	合 砂 丈 司	11番	畠 山 直 人
	12番	三田地 泰 正		
職務のため議場 に出席した者の 職・氏名	事 務 局 長	菊 地 辰 美	議 事 係 長	大 森 淳 一
	主 査	佐々木 美穂子		
地方自治法第 121条の規 定により説 明のため出 席した者の 職・氏名	町 長	中 居 健 一		
	副 町 長	山 崎 重 信	副 町 長	末 村 祐 子
	教 育 長	三 上 潤	危機管理統括監	佐々木 重 光
	総 務 課 長	應 家 義 政	政策推進課長	三 浦 英 二
	会計管理者兼 税務出納課長	盛 田 正 次	町 民 課 長	三 上 久 人
	保健福祉課長	田 鎖 英 明	経済観光交流課長	中 川 英 之
	農林水産課長	佐々木 修 二	地域整備課長 兼復興課長	佐々木 真
	上下水道課長	三田地 健	消防防災課長	福 士 勝
	教 育 次 長	馬 場 修		
議 事 日 程	別 紙 議 事 日 程 の と お り			
会 議 に 付 し た 事 件	別 紙 の と お り			
議 事 の 経 過	別 紙 の と お り			

平成30年第2回岩泉町議会定例会

議事日程(第2号)

平成30年 6月 8日(金曜日)午後 4時30分開議

開議の宣告

議事日程の報告

- 日程第 1 議案第 1 号 岩泉町課設置条例の一部を改正する条例について
(条例補正予算等審査特別委員長報告)
- 日程第 2 議案第 2 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
(条例補正予算等審査特別委員長報告)
- 日程第 3 議案第 3 号 岩泉町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について (条例補正予算等審査特別委員長報告)
- 日程第 4 議案第 4 号 岩泉町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
(条例補正予算等審査特別委員長報告)
- 日程第 5 議案第 5 号 岩泉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
(条例補正予算等審査特別委員長報告)
- 日程第 6 議案第 6 号 岩泉町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
(条例補正予算等審査特別委員長報告)
- 日程第 7 議案第24号 町道路線の認定について (条例補正予算等審査特別委員長報告)
- 日程第 8 議案第 7 号 平成30年度岩泉町一般会計補正予算(第1号)
(条例補正予算等審査特別委員長報告)
- 日程第 9 議案第 8 号 平成30年度岩泉町介護保険特別会計補正予算(第1号)
(条例補正予算等審査特別委員長報告)
- 日程第 10 議案第 9 号 平成30年度岩泉町簡易水道特別会計補正予算(第1号)

(条例補正予算等審査特別委員長報告)

日程第11 議案第10号 平成30年度岩泉町観光事業特別会計補正予算(第1号)

(条例補正予算等審査特別委員長報告)

日程第12 議案第11号 平成30年度岩泉町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

(条例補正予算等審査特別委員長報告)

閉会の宣告

◎開議の宣告

○議長（加藤久民君） ただいまの出席議員は14人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

（午後 4時30分）

◎議事日程の報告

○議長（加藤久民君） 本日の議事日程はお手元に配りましたとおりです。

◎議案第1号～議案第6号、議案第24号及び議案第7号～議案第11号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 議事日程に入ります。

日程第1、議案第1号 岩泉町課設置条例の一部を改正する条例についてから日程第6、議案第6号 岩泉町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、日程第7、議案第24号 町道路線の認定について及び日程第8、議案第7号 平成30年度岩泉町一般会計補正予算（第1号）から日程第12、議案第11号 平成30年度岩泉町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）までの12件を一括議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。

条例補正予算等審査特別委員長、坂本昇君、どうぞ。

〔条例補正予算等審査特別委員長 坂本 昇君登壇〕

○条例補正予算等審査特別委員長（坂本 昇君） 平成30年6月8日、岩泉町議会議長、加藤久民殿。条例補正予算等審査特別委員長、坂本昇。

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

記。事件の番号、件名、審査の結果。

議案第1号 岩泉町課設置条例の一部を改正する条例について、原案可決。

議案第2号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、原案可決。

議案第3号 岩泉町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について、原案可決。

議案第4号 岩泉町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について、原案可決。

議案第5号 岩泉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案可決。

議案第6号 岩泉町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案可決。

議案第24号 町道路線の認定について、原案可決。

議案第7号 平成30年度岩泉町一般会計補正予算（第1号）、原案可決。

議案第8号 平成30年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第1号）、原案可決。

議案第9号 平成30年度岩泉町簡易水道特別会計補正予算（第1号）、原案可決。

議案第10号 平成30年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第1号）、原案可決。

議案第11号 平成30年度岩泉町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）、原案可決。

以上であります。

○議長（加藤久民君） ただいまの条例補正予算等審査特別委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 質疑なしと認めます。

これから議案第1号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

これから議案第2号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

これから議案第3号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

これから議案第4号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

これから議案第5号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

これから議案第6号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

これから議案第24号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第24号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

これから議案第7号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

これから議案第8号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

これから議案第9号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

これから議案第10号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

これから議案第11号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（加藤久民君） これで本定例会の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成30年第2回岩泉町議会定例会を閉会します。

（午後 4時40分）

この会議録は、事務局職員が調製したものであるが、内容は真正であると認め署名する。

平成 年 月 日

議 長

加 藤 久 民

署 名 議 員

合 砂 丈 司

署 名 議 員

畠 山 直 人

署 名 議 員

三 田 地 泰 正
